

令和5年3月15日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	香西 貴弘	委員	藤田 貴裕
副委員長	柏木 洋志	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	関口 博		

○委員外出席者

陳情者	間瀬英一郎	陳情者	瀧柳 洋子
-----	-------	-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	新型コロナウイルス	古川 拓朗
副市長	竹内 光博	ワクチン接種対策室長	
政策経営部長	宮崎 宏一	生活環境部長	黒澤 重徳
政策経営課長	簗島 紀章	(兼) 防災安全担当部長	
		(兼) 健康福祉部参事	
行政管理部長	藤崎 秀明	まちの振興課長	田代 和広
建築営繕課長	近藤 哲郎	(兼) 特命担当課長	
(併) 新学校給食センター 開設準備室整備担当課長		環境政策課長	鈴木 孝
職員課長	中道 洋平	都市整備部長	北村 敦
防災安全課長	松平 忠彦	基盤整備担当部長	中島 広幸
		都市計画課長	町田 孝弘
健康福祉部長	大川 潤一	道路交通課長	中村 徹
地域包括ケア・健康 づくり推進担当部長	葛原千恵子	国立駅周辺整備課長	関野 達也
健康まちづくり戦略室長	橋本 和美	富士見台地域まちづくり担当課長	三澤 英和
(兼) 新型コロナウイルスワ クチン接種対策調整担当課長		南部地域まちづくり課長	立川 浩平

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第1号 国立駅南口駅前広場ならびに旧国立駅舎の市民活用上の問題解決に関する陳情
- (2) 陳情第2号 国立市における応急給水拠点は、東京都水道局のホームページで確認すると国立中給水所及び谷保給水所であるが、どちらもP F A Sの高濃度検出で現在取水を停止している浄水施設であり、災害発生時はP F A Sで高濃度に汚染された水が応急給水拠点から配給されるという事なのか確認を求めるとともに、なぜ多摩地域の浄水施設からP F A Sの高濃度汚染が検出されているのか、汚染原因・汚染源特定に向け、スピード感を持って原因追及するよう東京都に意見書の提出を求める事に関する陳情
- (3) 陳情第3号 甲州街道から南プラザに向かう歩道を、車いすの人でも安心して往復できるように作りかえることを求めることに関する陳情
- (4) 第1号議案 市道路線の廃止について
- (5) 第2号議案 市道路線の認定について
- (6) 第6号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- (7) 第15号議案 国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案
- (8) 第16号議案 国立市緊急事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案
- (9) 第17号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算（第12号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費）
- (10) 第21号議案 令和4年度国立市下水道事業会計補正予算（第2号）案
- (11) 第33号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算（第13号）案
（歳入のうち所管する部分、衛生費、農林費、商工費、土木費）

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について
- (2) ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ（案）について
- (3) 国立市南部地域整備基本計画の改定について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第1号	国立駅南口駅前広場ならびに旧国立駅舎の市民活用上の問題解決に関する陳情	5・3・15 採 択
陳情第2号	国立市における応急給水拠点は、東京都水道局のホームページで確認すると国立中給水所及び谷保給水所であるが、どちらもPFASの高濃度検出で現在取水を停止している浄水施設であり、災害発生時はPFASで高濃度に汚染された水が応急給水拠点から配給されるという事なのか確認を求めるとともに、なぜ多摩地域の浄水施設からPFASの高濃度汚染が検出されているのか、汚染原因・汚染源特定に向け、スピード感を持って原因追及するよう東京都に意見書の提出を求める事に関する陳情	5・3・15 採 択
陳情第3号	甲州街道から南プラザに向かう歩道を、車いすの人でも安心して往復できるように作りかえることを求める事に関する陳情	5・3・15 採 択
第1号議案	市道路線の廃止について	5・3・15 原 案 可 決
第2号議案	市道路線の認定について	5・3・15 原 案 可 決
第6号議案	国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案	5・3・15 原 案 可 決
第15号議案	国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案	5・3・15 原 案 可 決
第16号議案	国立市緊急事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案	5・3・15 原 案 可 決
第17号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第12号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費）	5・3・15 原 案 可 決
第21号議案	令和4年度国立市下水道事業会計補正予算（第2号）案	5・3・15 原 案 可 決
第33号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第13号）案 （歳入のうち所管する部分、衛生費、農林費、商工費、土木費）	5・3・15 原 案 可 決

午前10時開議

○【香西貴弘委員長】 おはようございます。昨晚も総務文教委員会、8時までの開催とのこと、大変にお疲れさまでございました。また本日も引き続き長丁場になる可能性もあります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。また、各委員の御協力のほど、何とぞよろしくお願いを致します。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第1号 国立駅南口駅前広場ならびに旧国立駅舎の市民活用上の問題解決に関する陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第1号国立駅南口駅前広場ならびに旧国立駅舎の市民活用上の問題解決に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元でございますとおりの資料配付をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしですね。それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【間瀬英一郎陳情者】 おはようございます。着座にて失礼いたします。自己紹介になりますが、国立市民の間瀬と申します。本業のほかに、ふだんNPO法人国立市観光まちづくり協会というところで理事をしております、その中に旧国立駅舎の運営委員会というのがございます。観光まちづくり協会は、旧国立駅舎の中のまち案内所という場所があるんですけども、商品を置いていたりとか、案内をしたりとかしている場所があるんですが、そちらの運営を市より委託を受けて運営しております、そちらの関係で担当委員会というのがありまして、そちらの委員長をしております。そこで現場のことを見ながら感じたことを踏まえて今日、陳情を出させていただいたので、こちらについてお話しさせていただきます。まず、出したこの陳情書に沿って、こちら、そのまま読ませていただきますので、よろしくお願いたします。

国立駅南口駅前広場ならびに旧国立駅舎の市民活用上の問題解決に関する陳情。

陳情の趣旨。国立市は現在、「国立駅周辺まちづくり」の政策のもと、令和8年度のリニューアルオープンに向けて、国立駅南口駅前広場（旧国立駅舎東西広場及び円形公園）の整備事業に取り組んでいる。また、既に令和2年度より、まちの魅力発信拠点、旧国立駅舎の運営を行っている。

この2つの公共空間並びに公共施設については、いずれも市民の活動の場として活用されることが想定されている。まず、国立駅南口駅前広場については、旧国立駅舎東西広場・円形公園整備基本方針において、3つの整備目標のうちの1つとして「いろいろな活動のできる広場に」との目標が掲げられ、その説明として、「誰もが安心して使え、いざというときに頼りになる場所でありながら、多様な活動が生まれ、市民の思いに対応できる広場を目指します」とうたわれている。

次に、旧国立駅舎については、広間・展示室・屋外スペースの3か所をイベントスペースとして市民が使用する仕組み（事前相談や使用申請の手続）が用意されている。

しかし、国立駅南口駅前広場並びに旧国立駅舎を実際に市民や小規模の団体がイベント等の活動で活用しようとした場合、大きな問題に直面する。それが備品調達・運搬の問題である。

ここで言う「備品」とは、イベント・ステージ・展示等で使用する什器や機材のことを指す。具体

的には、出店用テント、長机、折り畳み椅子、ポータブルステージ（舞台）、音響装置、展示パネルスタンド等である。これらは物量・サイズ・価格といった理由で、一般に市民や小規模の団体が自ら所有・保管することのないものであり、かつ、催事では必要となるものである。公民館や公共ホールでは専用の保管庫があり、無償または有償で備品を借りることができるが、当該の国立駅南口駅前広場並びに旧国立駅舎にはその用意がない（正確には、旧国立駅舎については施設内に一部の備品を保管して貸出しを行っているが、もとより収容能力が低く、必要量の備品を置くことができないため、外部からの持込みに頼らざるを得ない）。

結果として、備品はイベント等の主催者が自前で調達しなければならず、それが可能な団体や事業者が存在する一方で、コストの負担が難しい市民や小規模の団体は、国立駅南口駅前広場並びに旧国立駅舎を活用するハードルが高い状況となっている。活用したくとも活用できない、言わば調達弱者が潜在しているのだが、ふだん駅前広場や旧国立駅舎で（調達可能な団体や事業者による）イベント等がつつがなく行われていることで、その姿は見えづらいものとなっている。

さらに、調達の困難に加えて、たとえ調達できた場合であっても、備品をよそから車や人手を費やして運び込む苦労が生じる。物量的に小型の自家用車では間に合わず、ワゴンや中大型車をレンタル・手配することになれば、備品の調達コストのみならず、運搬コストも重い負担となる。

以上が、国立駅南口駅前広場並びに旧国立駅舎の市民活用上の問題＝備品調達・運搬の問題である。

国立市は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例において、ソーシャル・インクルージョンを理念に掲げている。その理念に基づき、コストの負担が難しい市民や小規模の団体であっても、国立駅南口駅前広場並びに旧国立駅舎を活用できるよう、今後の国立駅周辺まちづくりの政策において、備品調達・運搬の問題を解決していただきたい。

具体的な方策としては、国立駅南口駅前広場のリニューアル整備の際、備品を保管する倉庫を近辺に設置することで、備品調達・運搬の問題を一挙に解決するといったアイデアが考えられる。1つの例示であり、別途、秀逸なアイデアがあれば、そちらの方策を採っていただきたい。

陳情事項になります。国立市は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例において、ソーシャル・インクルージョンを理念に掲げている。その理念に基づき、コストの負担が難しい市民や小規模の団体であっても、国立駅南口駅前広場並びに旧国立駅舎を活用できるよう、今後の国立駅周辺まちづくりの政策において、備品調達・運搬の問題を解決していただきたい。以上がまず陳情の文章になります。

続きまして、添付資料を2点つけさせていただきました。A4のほうを見ていただきたいんですけども、こちらはお隣の国分寺市、こちら数年前より駅前開発というものが行われて、実際もう終わっているかと思えますけれども、そこでも駅前広場というのを市民が活用できるようになっておりまして、やはり什器・機材、備品の問題というのはありますので、それをどのようにしているかというところ、駅の西側ですかね、交番がございまして、その交番の裏に、そこが市の市道に当たる道路に一応当たるらしいんですけども、そこに備品の倉庫というのが置いてありまして、そこから市民の方がテントだったり長机だったりということを借りることができるようになっております。さらに台車なども貸していることによって、運搬の問題というのも解決していると。そもそも近くにあるので、遠くから車などを使って運ぶ必要がないというような状況になっております。

それ以外にも、これは先ほどお話しした備品倉庫とは別なんですけれども、そういった災害用の備蓄倉庫というのも実は国分寺市は用意されていまして、これはトイレと一体型になっているというよ

うな形に事例としてなっておりますので、これは参考になるんじゃないかなと思い、添付させていただきました。

もう一点のA3の横長の資料ですけれども、こちらは、私が国立駅南口デザインアイデアコンペでしたか、正式なタイトルはちょっと思いつきませんが、既に募集があったものに応募しまして、来週、表彰式とシンポジウムがあるそうですが、優秀賞を頂いたものになります。こちらは、これのとおりやっってくださいという意味ではなく、1つのアイデアとして提示したものになります。駅前広場にもし倉庫を設置するのであれば、単に倉庫を設置するのではなくて、何かステージとかになるような、そういった兼ねたような機能の倉庫などをつくってみてはいかがかという1つのアイデアとして出したものでございます。優秀賞を頂いたということで、第三者の審査員の方々にも認められた内容と思っておりますので、これもまた参考になるかと思い、添付させていただきました。以上になります。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。では、陳情者に対して質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 どうも陳情ありがとうございます。ちょっと分からない点があるので、何点かお伺いをさせていただきたいと思います。まず、資料で頂きましたこのコンペ、優秀賞を取られた作品になりますけど、これですと、右下の部分に倉庫東側面ということで一応イラスト、出ていますけど、これはどれぐらいの大きさのものなんですか。

○【間瀬英一郎陳情者】 質問を返すようで恐縮ですけれども、倉庫全体の大きさのことを……（「はい」と呼ぶ者あり）これに関しては、私のほうでそこに書いていないと思うんですね。あくまでもこれはアイデアですので、実際の実用においてはいろんな事情があるかと思っておりますので、それに応じてサイズというのは変えていただいてもいいかなと思い、サイズは記載しておりません。

○【青木健委員】 そうしますと、資料の2枚目、A4のほうで国分寺の例を挙げられています。私も国分寺、見てきましたけど、担当者も見ているということですけど、普通の物置なんですよ。いわゆる市販の。その程度のもので入る量なんですか、これは。陳情者が言われている仮設のステージだったりとか、そういうものが入る量なんですか。

○【間瀬英一郎陳情者】 これも様々な事情があるかと思っておりますので、私として求めているものは、A3のコンペに出したものの什器などが、機材などが入るスペースというものがあれば希望ではありますけれども、それに固執しているものではないという返答になります。

今回、陳情にも書きましたけれども、一例としてアイデアは出しますが、実際に問題を解決していただきたいのであって、具体的なところは諸事情あると思っておりますので、そこはどうぞお任せしますというような言い方になるかと思っております。

○【青木健委員】 ありがとうございます。お任せしますということなので、今、陳情者の御答弁では、仮にこの陳情が採択されたとしても、このとおりのものをつくれということではないんだよということについては確認をさせていただきました。

そうしますと、もう一点、国立駅前以外にも公共施設っていろいろあるんですよ。そこらについても、イベント等については、陳情者が思われているようなものについては設置をされていないところがあるんですけど、今後についてはですけど、ソーシャルインクルージョンということでおっしゃるならば、各施設にもこれらの什器・備品ですか、については設置することを望まれますか。

○【間瀬英一郎陳情者】 具体的なそれがどこを指し示しているのかちょっと分からずで恐縮なんですけれども、もともと備品があるところをイメージしておりました。例えば公民館であったり、芸小

ホールであったり、ああいってイベント事が行えるところに関しては、基本的には館内をイメージされていると思うんですけども、そういったところには備品というのがあり、無償ないしは有償で借りられるというふうに認識しており、そこをイメージしたものになります。

逆に、委員がおっしゃられている、ない施設というのをちょっと想像、想定はしておりませんでしたので、具体的にあれば教えていただきたいんですが、今回に関しては、あくまでも旧国立駅舎、それから駅前広場のお話になりますので、ほかに関して求めるものではないという言い方になります。

○【青木健委員】 分かりました。それでは、旧国立駅舎、ここで行うイベントに関して、必要な什器・備品をここに設置してほしいということだけだという意味ですね。ありがとうございます。以上です。

○【関口博委員】 陳情ありがとうございます。何となく夢のあるような感じのステージですけども、陳情者が備品と言われているものがかなり大きなもので、それが運ぶのが大変だったり、それを用意するのが大変だからということで、こういう倉庫みたいなものが、というふうに要望されていると思うんです。一番イベントなんかで欲しいなと思っているもので、こういう野外ステージで何かやるときに、ぜひとも近くにあったほうが良いなと、大きいものも持ってこられないから、どれが一番欲しいなという備品なのか。そうすると大体、大きさがイメージできるんですけども、そういうものはありますか。

○【間瀬英一郎陳情者】 一般に長机、それからテント、テントというのはキャンプのテントではなくて、運動会とかあいつたところで受付とかに出すような、あいつたテントといったものというのは一番使われるかなと。それに付随して、椅子とかはあるかもしれませんが、その辺りがまずはメインかなと思っています。それに加えて、じゃあ、本当にポータブルステージのような大きな舞台は要るのかとかというのは、それはまた事情に応じてという形になるかと思えます。

1点ちょっと付け加えさせていただきたいと思うんですけども、私がつけたA3のデザインアイデアコンペに出したものというのは、これはあくまでもイメージでしかなくて、これを求めているわけではないということをあらかじめお伝えいただきたい。陳情のとおりでございます。陳情には、備品の調達と運搬の課題を解決していただきたいということが陳情の趣旨になりますので、なかなかそのA3のほうに引っ張られがちかなと思うんですけど、それは一旦、切り離していただければと思います。以上です。

○【関口博委員】 今のことは確認できましたので。もう1つは、今イメージしている備品について、かなり大きなものだと思うんですね。そういうものだと、やっぱり近くにあったほうが良いだろうなというのは普通に思うんですけども、イメージ的にどのくらい離れていたらちょっときついなというのがあって、この辺の範囲ぐらいでそういうのができないかなというイメージはありますか。

○【間瀬英一郎陳情者】 私も、観光まちづくり協会のほうで駅前の広場を使ってボードゲームのイベントをしたことがございました。そのときは、長机をたしか国立の商業協同組合さんのビルというのがございます。それからあと、返すときは今度、たましんさんにたしか返したと思うんですね。それだけでも実は結構大変でした。みんなで手で運びました。長机は1脚につき1人か2人で、1人だと本当に大変だなと。なので、その距離でも割と皆さんのイメージの中で近いと思うんですけども、なかなか大変でした。男手でそれですから、これがまた筋力が相対的に弱い方って、男性に比べてというのはあると思いますので、そう考えると、なるべく近いという言い方になって、今言ったような場所でも、実は近く感じるようで、持って運ぶとなると、すごく遠いんだよということを言いたい

す。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 では、当局のほうにお尋ねしますが、今、陳情で、本当に市民の立場になって利用する、あるいは活用するという観点から、この備品等についてのいい御提案を頂いたわけですが、現況これをなしにしておいた場合、考えていただきたいんですけど、当局としては、駅前広場の中にこういった御提案のような形の倉庫とかをつくって、備品を置くようなお考えはあったんでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 広場に倉庫を設置する予定というか考えはあったのかということですが、でございますけれども、広場につきましては、令和4年7月に策定いたしました、旧国立駅舎東西広場・円形公園整備基本方針ですとか、国立駅周辺まちづくり基本計画、こういったものを加味しまして今後、考えていこうというように現在、考えております。ですので、整備基本方針におきましては、備品を設置するか、しないかといったところまでは言及しておりませんので、現時点で倉庫を置くというような考え方は持っていないというところでございます。ありがとうございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。そうしますと、現在、南のほうの整備で今回のようなアイデアも頂く募集をされて、考え方をまとめようと思われているんだと思うんですけども、現況、今、御提案いただいているようなスペースの確保というのは可能だということか、それともちょっと無理だなというところでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 この東西広場にこういったものを設置するか、そもそもこういった形としてこの広場を整備するかといったところにつきましては、まだ決まっているものではございません。これまで市民の皆様のお声を聞いて、先ほどの方針を作成しましたり、今回デザインアイデアコンペを実施して、皆さんの意見を聞いております。それを踏まえまして、来年度の基本設計につながっていくと思っておりますので、狭い、広いというか、そういった形は今のところは考えていないといったところでございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。これで最後にしますけれども、一昨年、年末に、東京都が主催するような形の中、路上での、何というんですか、アーティスティックなものが開かれて、市長さんちょっとお車で見に行かれたと思うんです。私もあそこに1時間半ぐらいいる中で、非常に寒い日だったんですね。それで後片づけ、やはり皆さん方、近隣市から来られている方、国立の方はいなかったと思います。そうすると、やはり機材等の整理という、何というんですか、移動、これはすごく大変だったように私も見ていたんですね。ですから、ぜひとも、こういうふうな形で広場を活用する手法も考えられるわけですから、市のほうでも御検討されたいのかなと思います。これは意見にしておきます。以上です。

○【柏木洋志委員】 では、質疑させていただきます。備品の関係、用いるのは大変だと思います。ただ、例えば旧駅舎の構造を変えるみたいな話はできませんし、そこら辺が難しい点なのかなと思います。今、資料で、A3配られた横長の資料のようにするかどうかはまた別に置いておいて、何かしら市民が利用しやすいように整えるべきなのかなとは個人的には思っているところではあるんですが、東西広場の内部に置くか、もしくは東西広場の外にどこかに置くかみたいな話はあると思います。市

として今後どうやって考えていくのかみたいなのがあれば伺いたいですけど、それもまだみたいな感じですかね。

○【関野国立駅周辺整備課長】 先ほど来、答弁させていただいておりますけれども、今回、デザインアイデアコンペを実施いたしましたして、18点の優秀賞の作品を選ばせていただいております。18歳以上で9作品、18歳未満で9作品。そのうち、先ほど陳情者がおっしゃられていたように、本陳情のこの作品も優秀賞の一つかなと思います。それらの作品で、そのコンセプト、この絵そのものではなくてコンセプト、あとは評価委員、いらっしゃいますので、評価委員が評価したポイント、そういったものを参考に今後の基本設計、進めてまいりますので、現時点で置く、置かないということは申し上げられませんけれども、参考には当然させていただきたいと考えているところでございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。コンペをやった上でいろいろ考えてやられたので、その結果をもって今後、考えていくよというようなことであったと思います。

もう1つ聞きたいのが、例えばコンペを参考にして、市として、置くか、置かないかもあると思うんですけど、じゃあ、こういうふうにしていきたいですよというようなことがある程度決まった段階で、例えば東西広場のところでも、いろいろ置いてほしいという案ですとか、もしくは逆に広場として活用してほしいですとか、いろいろ市民の皆さん、あると思うんですけどね。そういった意見も、ある程度、市が考えたところで聞いていく必要があるのかなとは思っているんですけども、そこら辺、どういうふうにか考えるか、伺ってもいいですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 市民の皆さんの考えなんですけれども、今回、コンペにおきましても、緑豊かな空間であってほしいですとか、あとは逆にこのようにイベントとして活用してほしいといった、極論を言うと相入れないというような御提案を頂いております。ですので、それらも踏まえて、一体どういった広場がいいのかということの参考に、基本設計を進めていくと。その中で、これまでは形がない中での市民の皆様の御意見を頂いているところでございます。今後、基本設計というある程度、形ができた状態におきまして、市民の皆様の声をお聞きしていきたいと考えているところでございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。ありがとうございます。もう一点伺いたいのは、例えば国立駅だけではないと思うんですけど、こういった備品の何が必要かとか、もし何かしら置くとすれば、倉庫と言うとちょっとあれかもしれないですけど、何かしらの置場を確保するとかいうときには、備品が何が必要かとかという検討というのかな、も必要なのかなと思ったりするんですが、そこら辺は、過去のイベントとかを参考にしながら考えていくということでもいいんですかね。すみません、こんな質疑で。

○【関野国立駅周辺整備課長】 備品の種類なんですけれども、これまで3年間、令和2年4月に旧国立駅舎、開業して3年間、かなりのイベントを行っております。再築当初は、正直、備品全くなく、主催者の方が御用意していただくというような考え方でございました。それで実際に運営を進めて相談を受けていく中で、やはり備品に対する要望が多かったといったこともございまして、ある程度、備品を今までそろえてきたといったところでございます。そういったこれまでの積み重ねですとか、じゃあ、それだけでいいのかと、当然、今の旧国立駅舎だけは広場でイベントをすると対応し切れないといったところもございまして、改めてまたそういったところについてもお声を聞いていきたいと。また、庁内で検討していきたいと考えてございます。

○【青木健委員】 それでは、先ほどもちょっと質疑、出ておりましたけど、再度確認のためお聞き

したいと思います。この資料が出されまして、私、一番懸念したのは、本陳情が採択となった場合に、コンペをやって、先ほど優秀賞18作品と言いましたっけね、が出ているわけですよ。どうしてもこの陳情が出ることによって、この作品だけがクローズアップというか、これが主となって、これを造るということの考え方になってはいけないなというのが懸念だったわけなんですよ。

先ほど陳情者の方は、これは1つの参考例であるということではっきり言われておりましたので、このとおりにならなくても、一定の条件が満たされれば私はいいだろうというふうに陳情者の方のお考えは拝察をしたんですけど、当局としては、コンペにおいて優秀賞を取ったこの作品だけをクローズアップして、これからの絵を描いていくということはないですね。

○【**関野国立駅周辺整備課長**】 国立駅南口駅前デザインアイデアコンペ、こちらにつきましては、優劣をつけずに優秀作品を決定しております。一般的なデザインアイデアコンペですと、そのデザインを基に設計・施工するといった流れになるのかなというところですが、本デザインアイデアコンペにつきましては、これが最優秀ではなくて、みなさん並列という形になります。ですので、複数の優秀作品のアイデアですとか、先ほど申しあげましたように、市、評価委員、それぞれの評価した点、そういったものをまとめて、参考にしてまいりたいといった形になりますので、この絵がそのまま基本設計に反映されるといったことではございません。

○【**青木健委員**】 分かりました。そうしますと、次の問題点となるのは、JRの問題だろうと思うんですよ。あそこの場所というのは、JRが商業施設を2棟建てるということで、それに対して市のほうで対応していただいて、土地の交換を行ったわけですよ。ですからJRには、建てるのは駄目だよと片方では言うておいて、今度は市の土地になったから、市のものになったから、うちは建造物を造りますよということについて、これはJRとの関係ということではどうなんでしょうか。大丈夫なんでしょうか。

○【**関野国立駅周辺整備課長**】 JRさんとの協議の中では、ここで常設するいわゆる構造物というか、ここで営利活動、いわゆるここで、何というんですかね、何か建物を建てて、そこで販売をして、営利活動をする、そういったことについては、JRさんとの協議の中で、することはできないということをお互いにお約束をさせていただいております。ですので、今回みたいな倉庫ということになりますと、JRさんとの協議の中では出てこなかったんですけども、実態としてJRさんとの関係の中で、よろしくないということはないかなと思います。

○【**青木健委員**】 JRは大丈夫だろうなということですね。営利ではないからということでありますので、その辺は1つ安心するんですけど、ただ、やはり景観を考えたときの一等地になるわけですよ。例えば国分寺さんの例を出されましたけど、ちょっと市販の物置をここに置くというのはどうなのかなという感じが私はするわけですよ。そうすると、駅前にトイレも欲しいとか、それについてはいろんな要望も出ているわけでありまして、例えばトイレと併設をして、デザイン的に認められるようなものであるならば、そこに倉庫を設けるといようなことについては可能でしょうかね。

○【**関野国立駅周辺整備課長**】 国分寺駅の北口広場の倉庫については、本陳情がありましたので、私のほうも国分寺駅に行ってまいりまして、この倉庫を見てまいりました。委員おっしゃられるとおり、いわゆる一般的な家庭用の物置というんですかね、家庭用の物置の大きいものだったと。じゃあ、その倉庫をそのまま広場に設置することができるのかといったところにつきましては、やはり景観上の観点からもデザインの観点からも、なかなか難しいのかなと考えているところでございます。

トイレとの一体といったところにつきましては、今後、じゃあ、何を設置するかといったところを

決めていく中で、トイレと倉庫を一体的に設置をするといったことも、考えとしてはあろうかなとは思っております。

○【青木健委員】 分かりました。そういう考えもないわけではないというか、考えとしてはあろうということですので、かなりこの場所というのは何をつくるというか設置するにしても、賛否両論、必ず出てくる場所であろうと思います。その辺、大変でしょうが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 私は、陳情第1号について、採択の立場から意見を致します。陳情者は、国立市はソーシャルインクルージョンの理念に掲げているからと言われております。これは何でも含めてのことではなく、社会生活面において、ある面では自己責任というか、自身の役割や使命もあるのではないかと考えますので、陳情者の趣旨は理解できますが、全てが行政の使命で行われるのは疑義を持つ一面も言い添えさせていただきます。

そして、弱者だけのためではなく、現在の開かれた自由社会でのこのような発想を抱かれる方がいられることから、でき得る範囲内で必要最小限の付与を認め、協力的な備えがあってもよいのではとの観点から、本陳情を採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情を採択の立場で討論いたします。デザインアイデアコンペは291点、本当にヒットしましたね。駅前の空間に、どのような市民の活動の場として活用する空間を造るか、このところに本当にたくさんの市民、やはり国立の市民はすごいなと思いました。その知識や技量、絵に描いたときのその秀逸さ、周到性はすごいなと、今回の陳情者の配付資料からも思いました。

補足事項のところにもありましたけど、その提案されたことがさらに景観と調和し、品位を損なわない形であることも書かれています。そこまでの配慮を持って、ステージ例もありました。国立童謡歌唱コンクール、国高のクラス演劇、北秋田やルッカ市との友好の交流式典、公民館の映画館や三浦さんとの市長対談、市民まつりのサテライトステージ、どれもこの場で行われたらどれだけ市民が盛り上がるかと、わくわくした次第です。そして、21日も本当に楽しみに伺いたいと思っております。さすがにこの1点も、間瀬さんの例も優秀賞に入ったんだと。見たときから入る感じがしましたけれども、本当におめでとうございませうと言いにいきたいと思っております。

国分寺駅の北口の駅前広場の備品と倉庫の例も見せていただきまして、ありがとうございます。テントなどが50円、そのテントにつける幕は無料。有償と無償のことが、具体的に見せていただいて、行政の配慮としてすばらしいなと思った次第です。こういったものも、今後の国立行政も参考にされたいかと思いました。

以上をもって、3年後のリニューアルオープンに向けて、本当にいいアイデアをここでも今回も頂いたと思ひまして、本陳情は全面的に採択としたいと思ひます。

○【青木健委員】 本日の陳情、ありがとうございます。私自身も、かなり勉強になる点が多々ありましたことを御礼申し上げたいと思ひます。私も、採択する立場で意見を述べさせていただきたいと思ひますが、当初懸念をされていたのが、この資料が出たことによって、デザインコンペをやったことについて、この資料だけが今後の駅前整備に使われていくのではないかというようなことについての懸念が1点ありました。そのことについては、当局はそうではないということをはっきりと御答

弁いただきましたし、陳情者からも、一例でありましてということでもおっしゃっていただきました。何もこのとおり造れと言っているんじゃないですよということも頂いたので、その点については大変、安心をいたしましたし、大いに参考にさせてもらえればと思った次第であります。もう一点、JRとの関係につきましても、営利ではないということでもありますので、問題はないんだということについても確認が取れたことはよかったですと思います。

先ほど私、ちょっと一例としてトイレということで、これは当局も十分お考えのことであろうと思いますけど、申し上げさせていただきましたが、そこに付随する倉庫というものであっても、私はいいのではないかなと思っております。何も倉庫だけ別途に建てるということでもなくもいいのではないかなと思っておりますので、その点も含めて、ぜひお願いをしたいなと思っております。

ただ1点、懸念がまだ残っているというのは、造ったから、あれも入れさせろ、これも入れさせろということになってきて、当初、イベントをやるのに必要なものをしまう、陳情者は運搬の問題でおっしゃってましたので、その解決として考えていたイベントをやるということについては、テーブルであったり机であったりテントであったりと、あとはマイク等のものになってくるんですかね、その程度のものであろうと思いますけど、それ以外に、あれも置け、これも置けということにならないように、その辺については今後、私たちも注意しながら、交通整理をしていく必要があるのではないかとこのことを思いました。

いずれにしても、せっかくできた駅前広場です。十分、市民の皆さんが活用していただいて、町の活気、にぎわい、そして周辺商業についてもいい影響が出る、そんな整備をしていってもらいたいということをお願いして、採択の討論と致します。

○【柏木洋志委員】 本陳情については、採択の立場で討論を致します。本陳情については、イベント開催時等における備品の準備や運搬面、こういったことのハードルの解消を願ったものであって、準備の大変さ、運搬の大変さというのはこれまでもそうでしたし、今後のところでも、イベントを開催する、もしくは何かしらやる上ではつきまとう問題であるというようなことは明らかであります。

そして、旧駅舎については、国立市、そして国立市民にとって、国立市というものの象徴といたしますか、シンボルといたしますか、というものの一つになっているというように私は感じております。そしてその旧駅舎をどう活用していくかというところの上で、運搬・準備の大変さというのはできる限り解消していく必要があるんだろうなと考えています。

ただ一方で、先ほども質疑で述べましたけれども、市民の意見というのは様々あります。イベント開催のところで様々設置してほしいというような話であるとか、空間を活用してほしい、緑をたくさん残してほしいと、つくってほしいというようなことなど様々あるとは思いますが、ぜひ、もし何かしら倉庫を設置する、倉庫といたしますか、置場を造り出すというところでは、ただ単純に倉庫をぼんと置くようなことというのだけはやめていただきたいということを述べさせていただきます。採択と致します。

○【関口博委員】 私は、基本的な考え方として、東西広場と、それから円形公園というものは、ゆったりとした空間として、広い空間として、日常の中にある非日常空間というかな、そういうようなイメージを持っていて、できれば広く開けたいというのがあります。一方、今回この陳情にありますように、いろんなイベント等をするに当たって不便があるというのも、そのとおりだなと思いますし、大事なことだなと思うんですね。他の委員が言われたように、景観的にここに何か市販の倉庫がぼんと置いてあるというような形ではない形で用意ができればなと思います。

陳情の内容として、備品調達・運搬の問題を解決いただきたいという、ここに倉庫をとかという話ではなくて、そういうような形で、利便性を求めたいと、それで何かいい解決方法がないだろうかということを模索しながら解決してほしいということだと理解しましたので、この陳情については採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、この陳情については、趣旨を採択したいと思いますので、採択の立場で討論したいと思います。私も東西広場というのは、ゆとりある広場になるのかなという、そういうイメージを持っていましたけども、いろんな方のアイデアが出て、市民参加ですてきな国立駅南口の駅前広場ができればとてもいいな、そういうふうに思いました。今までのようなコンサル頼みでお金をかけてやっていくんじゃなくて、市民の皆さんの創意工夫で、お金をあんまりかけずに、しかし市民参加でやるというのは、とても大切なことですので、その手法については私は大賛成をしたいと思います。

この陳情第1号資料の中で、公衆トイレと一体化させるですとか、あるいはステージと一体化させるだとか、いろいろな案が出ていて、これもすてきだと思いました。ただ、ステージを設置するかどうかについては、これもまた賛否あると思いますので、これから1年間かけて相当慎重に検討していただき、さらにその案を決める前に、市民の皆さんにしっかり情報公開をして御意見を頂くと、その姿勢はとても大切だなと思います。

仮にイベントとかをやるのであれば、当然、備品は必要だと思います。この陳情にあるように、備品の問題は解決してほしい、そういう声があるということを私も認識しましたので、その趣旨を採択して、採択したいと思います。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。



議題(2) 陳情第2号 国立市における応急給水拠点は、東京都水道局のホームページで確認すると国立中給水所及び谷保給水所であるが、どちらもPFASの高濃度検出で現在取水を停止している浄水施設であり、災害発生時はPFASで高濃度に汚染された水が応急給水拠点から配給されるという事なのか確認を求めるとともに、なぜ多摩地域の浄水施設からPFASの高濃度汚染が検出されているのか、汚染原因・汚染源特定に向け、スピード感を持って原因追及するよう東京都に意見書の提出を求める事に関する陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第2号国立市における応急給水拠点は、東京都水道局のホームページで確認すると国立中給水所及び谷保給水所であるが、どちらもPFASの高濃度検出で現在取水を停止している浄水施設であり、災害発生時はPFASで高濃度に汚染された水が応急給水拠点から配給されるという事なのか確認を求めるとともに、なぜ多摩地域の浄水施設からPFASの高濃度汚染が検出されているのか、汚染原因・汚染源特定に向け、スピード感を持って原因追及するよう東京都に意見書の提出を求める事に関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。関口委員。

○【関口博委員】 1つだけちょっとお聞きしたいんですけども、陳情項目の中に、浄水場の給水さ

れる水が汚染されていると。高濃度に汚染されていると。この水が配給されるということなのかというのは、こういうことというのは想定されるんですかね。当局としての認識を聞きたいんですけど。

○【松平防災安全課長】 水道局のほうに確認しましたところ、汚染された水が配給されるということはないということでした。以上です。

○【関口博委員】 飲み水として配給されることはなくて、例えば生活用水、生活水として使うということはあるということではないんですかね。

○【松平防災安全課長】 飲み水のお話の中で伺ったところ、供給はしないということでした。なので、生活用水だからといって供給することはないのかなと考えてございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 今の話の続きですけども、万が一、自宅の水道から水が出ない場合で、しかもPFASに汚染されていると、応急給水拠点が。この場合、どういうふうに給水するのか教えてください。

○【松平防災安全課長】 お答えします。まず、災害時のことの供給体制でございますが、幾つかあるんですけども、まず飲み水につきましては、市内の浄水場における給水ということで、中と谷保の給水所につきましては、約4,000立米の貯水量がございます。そちらを活用することを考えてございます。2つ目に、避難所における受水槽を活用するというところが2点目でございます。3番目としまして、配水管の被害がなければ、各避難所における応急給水資機材を使いまして、応急給水を行うというところが3点目でございます。4点目につきましては、市内小中学校に備蓄がありますので、そちらの備蓄を使った形での供給がございますというところでございます。

生活用水につきましては、プールを使ったりとか、あとは災害対策用井戸を活用するなどのことを考えてございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 中と谷保の供給地点は、この汚染はないと考えていいんですか。

○【松平防災安全課長】 現状としまして、幾つか井戸水がありまして、そちらをブレンドしているような状況でございますが、現状としましては、PFOSが出ているようなところの井戸水は不純物が入っていないということですので、今のところの中では不純物が入っていないということでございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 では、1項目めの、要するにスピード感を持って原因特定してくれという話のところ伺いたと思います。東京都のほうでは、今のところこういった、要するに汚染源もしくは原因の調査はどういった状況なのか、まず伺いたと思いますが。市の知る範囲でということ。

○【鈴木環境政策課長】 東京都のほうでは、地下水の汚染につきましては、260ブロックに区分けしたところを4年に1回ローリングして調査していくという形で、PFOS、PFOAも含めて汚染実態調査を行っているという状況と聞いております。

○【柏木洋志委員】 調査をしているだけで、今後の、じゃあ、その結果をもってどうなのというのは、都は特に考えていないという状況なんですかね。分かれば。

○【鈴木環境政策課長】 その260ブロックで汚染が出た地点については、継続的に調査をすると。そういう意味では、260ブロックでどこに汚染があるということが図面化で図式化されてこようかとは思いますが、それをもって汚染源の特定に向けての取組というのを検討していくものだろうと認識してございます。

○【柏木洋志委員】 それはいつぐらいになるとかという見通しは立っているんですかね。どうなんでしょう。

○【鈴木環境政策課長】 汚染源の特定と今申し上げましたところですが、いろいろ汚染源については、マスコミの報道等でも言及されておりますが、都内各地にそういった施設、工場ですとか、いわゆる泡消火剤の施設ですとか、そういったものが点在しているという状況があるかと思えます。また一方で、東京23区も含めまして、多摩地域も含めまして、汚染というのは濃淡ありながらも広がっているという状況がありまして、こういった中で、汚染源の特定に向けて、最終的にどういう形で特定していくかということにつきましては、この調査結果を踏まえた上で、また検討していくものだろうかなとは認識しております。以上です。

○【柏木洋志委員】 大分わかりそうな感じがなというふうに認識をしました。

もう1つなんですけれども、災害の関係のところでは伺いたいと思います。他の委員のところでは、災害用井戸でしたっけ、を活用されるという話がありました。この間、地下水が汚染されている、井戸もどうなんだという話が過去のところから出ていたところではあります。生活用水としても災害用の井戸を活用されるということであれば、それは大丈夫なのかなと思ったりはするんですが、どうなんですかね。

○【松平防災安全課長】 まず、災害用井戸の目的でございますが、生活用水としてまず活用していることが1点ございます。その上で、各給水所へ指定されていることや、飲用の水を備蓄していることや、毎年1回、11検査項目をさせていただいております、過去の水質検査を比べてみました。そのところ、水質検査の結果が安定しておりません。このため、体のほうに入りますので、安定した水を供給していきたいところがございますので、この災害用井戸につきましては、生活用水が最良なのかなと考えてございます。以上です。

○【黒澤生活環境部長】 すみません、補足でございますが、災害用対策用井戸の水質検査においては、このPFOS、PFOAについては検査項目には入っていないんですけれども、その他の項目の中で、今、課長が申し上げたとおり、飲み水としては使えないというところが多いので、その旨は対象の方にはお知らせしておりますし、皆さん、飲み水としては使っていないと。ですから、生活用井戸としては、飲用しませんので、そこについては心配をしていないといったところがございます。

○【柏木洋志委員】 そうですよ。確かにそうなんです。生活用水の防災用井戸であろうが何だろうが、飲用しないでくださいねというのは基本的にどこもやっていることでありますし、そもそもそういうのはあまり想定されないというところではあるんですが、例えば、これは他市の事例になるんですけど、いざ例えば災害となった場合は、防災用井戸のところも飲む人はいるんじゃないかみたいな話とかは言っているところは——もちろん他市の話で——いるんじゃないかというような話はあつたりするんですよ。災害のときだし、いろいろあるのかなと思いますけど。だから、そのところも含めて、防災用井戸だろうが、PFASのところは検査とかしていくべきなんじゃないかなとは思いますが、これは意見にとどめさせていただきます。

○【小川宏美委員】 よろしくお願ひします。まず、災害時のことが今回、陳情項目にも入っていて、大変貴重な視点を頂いたと思っておりますけれども、そもそも東京都とこのPFAS問題が起きて以降、応急給水の在り方、国立市は2拠点あるわけですけど、そこに関して、東京都と何らかの話はしているのでしょうか。伺います。

○【松平防災安全課長】 水道局につきましては、毎年、応急給水拠点の確認ということで、水質検査も含めまして、担当もいらっしゃるようになって確認をしておりますので、そちらについては訓練ということとさせていただきます。以上です。

○【小川宏美委員】 それは知っていますけれども、PFASという問題が起きて以降の給水、応急給水、今回の陳情者が挙げているような懸念に関して、その後、ハウツーとか、どういうふうに対応するかということを詰めているのかと聞いているんですが。

○【松平防災安全課長】 そちらにつきまして、具体的な話としては、こちらのほうから水道局さんのほうにはしてございません。以上です。

○【小川宏美委員】 いや、こちらからしなくても、東京都がすべきだと思っただの質疑をしているわけなんですけれども、と申しますのは、私も三多摩の上水の水道ですよ、協議会に出ていますが、そこで一切この話はないので、聞いているわけです。ですから市民の方、もっともなんですよ。この応急給水されるときに、とにかくPFASの問題が今、懸念されているわけですから、その際に、どのような水が供給されるのかということは、市としてもちゃんと東京都に聞いたら、本当にこういった陳情を受けて確認をすべきではないかなと思っただの質疑でした。

では、基本的なことで私が知らない上での質疑になるかもしれませんが、応急給水は、これは東京都が今、水を管理していますけれども、災害時、都の職員、そして市の職員の配置状況はどのようになると私たちは知っているべきなんでしょうか。伺います。

○【松平防災安全課長】 災害時の動きでございますが、応急給水拠点、2か所ございますが、そちらのほうにつきましては、教育委員会の給食センターのほうで携わる形で応急給水を行っていくというふうな形になってございます。以上です。

○【黒澤生活環境部長】 すみません、防災計画、市の職員が当然、応急給水班というのを構成するんですけども、そこについては、現状その給食センターの職員を回すという配置状況になっているといったことでございます。

また、先ほどの補足をさせていただきますが、いずれにしても給水されるお水につきましては、現在も蛇口ベースではブレンド水を使っておりますので、当然、汚染されている井戸については停止をしたままでございます。災害時についても、そこを開けて供給は致しませんので、現状の水道水、蛇口ベースで出てくるお水が災害時にも給水されるといった考えでございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 その考えは、市としての考えは分かりましたけど、東京都がこういったことをしっかりと通達しなければいけないなど、私はこの陳情をもって思っただけで、質疑をさせていただいていました。

給食ステーションの職員がこの災害時に中と谷保の給水所に向かうということ、これまでも確かに聞いていました。職員は今、人数が減ってきていると思いますけど、何人がそれぞれの中と谷保に配置されるのか伺います。

○【松平防災安全課長】 人員の問題でございますが、発災の状況によります。それで、参集状況にもよりますので、具体的に何名ということではございませんが、給食センター職員が、そちらも含めまして、市が全庁的に対応していくという形でございます。以上です。

○【小川宏美委員】 今度は全庁的に市の職員が配置されるといふようになったわけですね。そのところは、本当に応急給水というのは、パッケージによってどんどん、どんどん水を供給することはよく私たちも聞いていますけれども、大変な阿鼻叫喚の状況になりますので、何人の職員が配置される、今度、全庁的に配置というふうになったようなんですけど、何人がこの中と——東京都の職員は来ないわけですから、配置した結果、PFASでももちろん汚染されていない水を供給するのは、もう一度、ここで改めてPFAS問題が起きているんですから、確認を市内でもして、なおかつ東京都にも、

市としてはこう考えるのだが、それでよいか指示を出してくれということは言うべきだなと思っております。私からは以上です。どちらの陳情事項も必要だなと思って、今改めて御答弁を聞いても思いました。

○【香西貴弘委員長】 まだ質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本陳情には、採択の立場から意見いたします。なぜなら、ことわざにもあるように、人が生きていくには水と塩は大切な摂取物であります。その1つの水、つまり飲料水についての安全性を問われる課題が提起されたわけですが、その水に疑いを持たれる有機フッ素化合物が含まれているならば、何をおいても早急な対応は当然、必要なことであります。

この物質については、いろいろな疑義が疑われる中で、その原因の追及と、現在の科学的物質の危険を伴う成分が含まれているのは事実であり、疑う余地はないと確信しています。ですから、国をはじめ東京都も優先的事項として対応し、その疑いのある地域に住む市民の健康管理は当然に注視することが肝要であります。現況で疑いが持たれるような施設と、その原因を生む要素の作業をする工場等に対する立入検査は法的拘束があるにしても、高度なる政治判断を用いて、原因解明のための施策を講ずる、これが陳情者の最初の定義ではありませんか。そして、その解明と併せ、その施設に居住する市民の健康管理、つまり検診などの医学的調査とその治療施策を講ずることが、陳情者の意見であると考えます。

また、さきの2項目と並行して、その疑いの持たれる水源の差止め、つまりその水の使用を禁じて、毒素の排除の施策を急いで講ずることが、この課題への緊急使命と考えます。これらの行動による原因の追及及び解明に私たちは努力しなければなりません。よって、国立市中及び谷保給水所の有機フッ素化合物について早急に検査を実施して、市民に公開するとともに、その事実が確認されたら、利用の差止めをすることを求めます。これらの事実の確認のために、私はこの陳情第2号については、採択と致します。以上です。

○【青木健委員】 それでは、本陳情に私は不採択の立場で討論させていただきたいと思います。水道水中の有機フッ素化合物については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を踏まえ、WHOは水道水のガイドライン値を示していない中にもかかわらず、国は子どもの健康と環境に関する全国調査を継続的に実施し、また、WHOが令和4年9月に水道水の暫定ガイドライン値の案を示したことなどから、本年1月ですか、専門家会議を設置し、最新の科学的知見や検出状況の収集・評価を行うなど、取組を進めております。

また、東京都においても、国がPFOS等を要監視項目に規定したことから、水質汚濁防止法の測定計画に位置づけ、都内260ブロックで測定し、暫定指針値を超過した地点では継続測定し、その結果を公表するとともに、飲用井戸所有者に対して飲用を控えるよう助言を行うほか、一部の水道水の取水を停止をしております。

そして、水道局においては、全ての浄水場における原水浄水や給水栓水等において、有機フッ素化合物の検査を年4回に強化するとともに、給水栓において暫定目標値を安定的に下回るよう、井戸停止の対応を実施し、その結果、水道水は暫定目標値を大きく下回る状況となっております。これらの対応や検査結果を水道局のホームページで公表されているわけでありです。

また、暫定目標値は、都内のほとんどの地域では、検査結果が定量下限値であります。この数値と

というのは、5ナノグラム・パー・リットル以下でありますので、こうしたことを考えますと、国や都の取組状況を踏まえると、提案されているような確認を東京都に求める必要性は非常に乏しいと私は考えます。よって、不採択と致します。

○【柏木洋志委員】 本陳情については、採択の立場で討論を致します。陳情項目において、PFASの関連で、スピード感を持って一日も早く汚染原因・汚染源、これを特定してほしいと述べられております。これはそのとおりにかなと思います。

当局への質疑において、東京都全体で260ブロックに分けて、4年に1回調査をしているということ、そしてその結果で、ある程度のところで原因の特定に向けていくんじゃないかというような認識をしているというようなことが述べられておりました。しかし、この汚染原因の特定までとかするとすればの話ですけれども、汚染の特定まで果たして何年かかるのかということが懸念点であります。

このPFASの問題は、健康問題であって、そしてまた下手すると公害問題であるというような可能性すら現在あるというようなところでありますので、東京都については、PFASの汚染源、またその汚染原因の特定などを、緊張感、そしてスピード感を持って対応すべきと考えますので、採択と致します。

○【関口博委員】 この陳情については、採択と致します。私も一般質問の中で、この水質汚染については随分させていただきました。その中で、やはり国とか都の調査を待つというようなことが市の姿勢としてあったわけですけれども、東京都が広域調査をするということについて、都の発表では、2025年までできないと。2025年まで待つということになると思うんですね。それから検討しますよという形になると思うんだけど、公害の問題というのは、水俣病をはじめ、国とか自治体の対応が遅かったことによって、健康被害が非常に広がったと。甚大な被害だったということがあります。それはヒ素とかそういうものと違って、すぐに症状が出るわけじゃないんですね。蓄積されていくわけです。骨とか脂肪だとか内臓とかそういうところに蓄積されていって、あるところでそれぞれの人の許容量をオーバーすると、発症するというようなことがあります。それが公害の一番特徴的なところなんです。

このPFASは、そういうことが言われているわけです。アメリカではたしか3,500人ぐらいの訴訟が起こって、670億じゃなかったですかね、損害賠償が支払われたと記憶しているんですけども、その結果かどうかは定かではないですけども、アメリカとしては0.002ナノグラム・パー・リットルぐらいの非常に厳しい規制値というかな、それを設定したということがあります。日本は暫定的に50ナノグラム・パー・リットルでいいとしていますけれども、これはいいという根拠が全くない中で、暫定という基準値であります。

先ほども申しましたように、少ない量でも、蓄積されていって発症するということがあり得るのが特徴的にあると認識しておりますので、東京都に対して早急に調査をするということが、この陳情の陳情項目ですけれども、国立市自身も、そういう認識を持って対応していただきたいと思っています。

先ほどの答弁では、汚染された水については配給されないということは東京都に確認しているということでありました。2項目め、実際に本当にそうなのかどうかということで、確認するということはあっていいかなと思いますので、この陳情については採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情は、採択の立場で討論いたします。一般質問の壇上でも申し上げたんですが、1月30日、国分寺市民を対象とした有機フッ素化合物の血液検査の中間報告が出されて、翌日の新聞トップで大きく報道されました。同じ血液検査が沖縄市や嘉手納町の住民にも行われましたが、

結果、私たちの住む多摩地域の住民の健康被害のほうがより深刻であった。その結果が明らかになっています。

今回の血液検査の調査対象は、PFAS群のうちの4種類だけでしたけれども、米国の指針値20ナノグラム・パー・ミリリットルは7種類ですので、4種類だけで米国の指針値を超えた人が85%いたわけなので、これを種類を増やしたら、ほとんどが米国の指針値を超えて、100%に近く、超えることになってしまっています。

多摩地域の住民の血液検査の結果がひどかった要因として、国内でいまだ製造や輸入が禁止されていないPFHxSの平均値がかなり高いためと分析されています。国立のPFHxSの値は、2020年度の飲用井戸の値ですが、840ナノグラムと、多摩地域においてもかなり群を抜いて高い値が東京都の結果で出ていますので、国立市民の血液検査の結果が出るのが今から怖いぐらいです。

多摩地域の水がなぜおいしいかとこれまで言われてきた理由としては、本当に地下水をブレンドしてきたからおいしいと言われてきまして、私も本当にそのことをもって、これまでも飲用水に地下水のブランド率を高めてほしいと、市に、行政に提案してまいりましたので、本当に武蔵野台地の地下水がほとんど汚染されてしまったということの、宝物を汚染されたことのショックというか、絶望的な気持ちは拭い切れません。それは多くの皆さんと同じだと思います。

ですから、この陳情事項1にある、東京都においてはスピード感を持ってというか、遅過ぎるわけなんですけれども、一日も早くこの原因究明、汚染源の特定は急ぐべきだと考え、市民の方の陳情事項に共感するものです。

2つ目の陳情事項ですけれども、応急給水拠点の問題が今回クローズアップされてまいりました。市としても、管轄が東京都水道局になってしまいましたので、ここの問題、今回の御示唆を受けて、改めてここで東京都と協議すべきだと思います。確認を求めるべきではないでしょうか。今までの現状のそのままの答弁をされていてはいけないと思います。

ここで改めて、市の給食ステーションからの職員を、中給水所、谷保給水所に派遣することも、これまでのパターンケースであって、これまでも同じ陳情者から度々、給食ステーションの防災面でリスクマネジメントが問われてきました。ですから、本当に新しくスタートするステーションで、災害時に中と谷保の給水所に職員を送れるのかどうか、そのことも今回、私はちょっと再検討を求めます。改めて職員配置に関しては考え直すべきではないでしょうか。直営でやっていた給食センターと違いますから、ここはさらに加えてPFASの汚染された水の問題が出てきましたので、考え直すべきだと思います。まず東京都と協議をしてください。その意味からも、この陳情事項の2は本当に貴重な示唆を受けたんだと思います。考え直してくださることを切にお願い申し上げまして、本陳情は採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。先ほどの国立市の当局の方からの答弁で、汚染された水が配給されることはない。そして、応急給水拠点の中、そして谷保給水所でも、蛇口ベースでは安心ですよと、そういうような答弁があったと思いますけれども、市民の方からすればとても心配だという思いは、これは分かりますので、陳情項目2についても、私は採択してもいいのかなと思います。

そして、いくら蛇口ベースで安全といえども、多摩地域でこのPFASの汚染というのは結構指摘をされておりますね。私も、先日、行われた血液検査には参加をしてきました。5月に結果が分かるということで、非常に注視をしたいと思います。私たちが生きるのに必要な水のことでありますので、

このPFASの汚染の問題、一日も早く原因汚染源を特定してください。全くそのとおりだと思いますので、採択します。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに、賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午前11時17分休憩



午前11時29分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(3) 陳情第3号 甲州街道から南プラザに向かう歩道を、車いすの人でも安心して往復できるように作りかえることを求めることに関する陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第3号甲州街道から南プラザに向かう歩道を、車いすの人でも安心して往復できるように作りかえることを求めることに関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【瀧柳洋子陳情者】 国立市北に住んでいる瀧柳洋子と申します。言語しょうがいというしょうがいがあるので、ここではマスクを取らせていただきます。

国立市長、及び市職員の皆様、市議会議員の皆様にはいつもお世話になっております。過去にも、この道のことでバスを増やしていただきたいと陳情し、不採択となりましたが、不採択後、数年間は増便がされたような気がしてとても使いやすく思ったことを覚えております。その後は、利用客数が望めない時間帯のせいなのか、元どおりの便数運営になってしまったようです。それでも体力があるうちは、バスがあれば、家から40分で行けるところも2時間かけて車椅子で自走して行きました。ここで、なぜ福祉有償運送を使わないのか、皆様は疑問を持たれると思いますが、福祉有償運送のタクシーは乗客件数増加のためか、半年以上、私には対応していただけません。

矢川駅から甲州街道の横断歩道を渡り、南プラザに行くには、車道のほうに傾斜している歩道の場合、車道に対してハンドルレバーを正反対に切り、体重を車道と正反対に掛けると、あの狭い歩道も走行できました。しかも、片側の歩道は住居で埋め尽くされていますので、傾斜角度が激しく、もともと通れませんでしたので、かろうじて、可能性がある反対側の歩道を使用しておりましたが、何回も車道に落ちそうになり、自分でも驚くほど体力が衰えたと痛感せずにはいられませんでした。先日の会議終了後は、歩道を走行することを諦め、車道を走行して帰ってきました。バスもタクシーもなく、最寄り駅で自走しました。

この陳情を精査してくださる皆様には、ぜひ電動車椅子に乗って歩道と車道の両方を走っていただきたいと思います。どんなにか、命が幾つあっても足りないと感じてくださることでしょう。南プラザまでの道のりを安心して往復できる歩道を、ノンステップにするとか、バスを増便するとか(行き13時台2本増便、帰り16時台2本増便)、福祉有償運送タクシーを増やすとか、車道を一通にして歩道を広げるとか、一刻も早くこの件を解決してください。

陳情事項①、この件を解決するに当たり、この問題を解決に導く市長、担当所管、議員は甲州街道から南プラザまでの歩道と車道を電動車椅子で走行する社会実験を行うこと。②、一刻も早く、この問題を解決すること。

備考としての下から4行目に南プラザとありますが、もっと詳しく言うならば、甲州街道からスーパーバリューまでの両側の歩道のことを指しています。よろしくお願いします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して、質疑を承ります。関口委員。

○【関口博委員】 陳情ありがとうございます。先日、会派の重松議員が、実際に試乗をすることができたということがあります。そして、我々、建設環境委員会の人たちとか、何人かの人たちが先週の月曜日に夕方、試乗できるような形で計画をしてくださったんですけども、天気が悪くて中止になってしまって、実際に乗ることができませんでした。

重松議員が試乗して、大変怖い経験をしたということを知りました。そのときに話があったのが、あそこの部分的な部分を解消するだけじゃなくて、国立市の歩道の、こういうような状況にあるところを調査して、それを解決してほしいということ、全体的に解決してほしいということが趣旨にあるんだと伺ったんですけども、そういうことでよろしいですか。

○【瀧柳洋子陳情者】 そのとおりです。係の人、当日は係の方も来てくださったんですが、そのときに私の説明で、あまりにも怖い部分を集中的に通っていただいたもので、その印象が強く残ってしまったせいで、早急にあの部分だけでも検討しますと言ってくださったんですね。それで、川もあって、向かいがトラックと残土置き場になっている部分があって、そこを渡るときに川によけるか、車道によけるかの部分があって、そこを見て、これは危ないとその方が判断してくださって、ここだけは早急に検討しますと言ってくださったんですが、そうではなくて、両側の歩道自体に、車の行き来のための傾斜があるために、全体的に歩道なんだけど傾斜がついちゃっているんで、そこを全体的に直してほしいということなんです。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか、関口委員。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。では、なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 それでは、何点かお伺いしておきます。陳情の趣旨文の中で、2ページ目にあります一番上、福祉有償のことなんですけど、ここ半年以上対応していただけていないということなんですけど、こういう状況はあるんですか。

○【中村道路交通課長】 お答えします。福祉有償の運送に関しましては、基本的に予約が1か月前から前日の17時までということになっていまして、以前はそれほど混んでいなかったんで、当日の予約でも取れたということなんですけど、今、当日の予約だと非常に取れないと。最近の傾向として、陳情者の方が、昔の感覚で、当日に予約を入れていただけるので、なかなか対応できないと、そういうことを確認しています。以上です。

○【青木健委員】 そうですか。もう絶対的、福祉有償の数が少ないのかというような判断はどうなんでしょうか。

○【中村道路交通課長】 確かに大変込み合っているということなんですけど、事業者を今年度は3事業者から2事業者、増やしまして、何とか対応できるようにしているところでございます。

○【青木健委員】 ただ、多分対応し切れていないんだろうと推察をします。

そうしますと、3ページになるんですけど、上から5行目になるんですか、バスの増便の問題ですよ。これは増便してもらえると、私も南区に住んでおりますので、地域住民も非常にうれしいことじゃないかなと思うんですけど、1時台で2本、16時台で、今度は国立に向かうほう、2本の増便ということなんですけど、このことについては、バス会社には依頼はできますか。

○【中村道路交通課長】 バスの本数の経過について、少し説明させていただいてよろしいでしょうか。当時の2018年、平成30年のときに32本ありました。その後、平成31年に20本に減りまして、現状で、平日で約18本という形になっています。減便の理由、当時の話で聞いたんです。明確な回答はなかったんですけど、やはり人手不足の問題と国立駅と矢川駅を結ぶ便数確保に重点を置いているということなので、ダイヤを組んだ結果ではなかったかと話をしていました。一応増便のお話はさせていただいているんですけど、なかなか人手不足等の問題が、課題はあるということでした。以上です。

○【青木健委員】 バス会社にはバス会社の事情があるということなんですけど、これ地元の住民も非常に、バスの本数が減って不便をしているということもありますので、ぜひ今後も、これは要求してもらいたいと思います。

それと、先ほど福祉有償の現状について伺いましたけど、多分3者が2者増えて、5者になったということなんですけど、それでも足りないんだろうなということが考えられるんですが、今後、事業者を増やしていくというようにことに対する対応はいかがなんでしょうか。

○【中島基盤整備担当部長】 もともと1者、2業者ぐらいしかなかったのが、今、5業者まで増えましたということです。そのたびに市のほうの支援、補助金のほうもアップしてきているところではございます。今回、ある程度の需要は満たすだけの台数はあるんですけども、ただ、御要望されている時間帯が、どうしても朝の時間帯だとか病院から帰りの時間帯、こういったところが込み合っているということが、これ現状としてあります。車椅子対応の車も実際増えていますので、1業者は対応できないかもしれませんが、ほかの業者では対応できる場所もあります。今後、朝の時間帯も何とか対応できないかということで、事業者さんのほうにはお願いしているところで、少しそこは運転手を増やしてやっていきたいということは言われているところで、これは、すぐ対応できるかどうかというのはありますけども、来年度ぐらいを目安に少し増やせればと考えているところではございます。

○【青木健委員】 分かりました。ぜひ、その辺、事業者数、増えるように頑張ってくださいと思います。

続いて、その次なんですけど、車道を一通にして歩道を広げるということなんですけど、これは、私は南区という地元に住んでいる人間として、このことには賛成いたしかねるというふうに、まずは申し上げさせていただきます。というのは、ここは住民の生活道路なんです。ですから、お気持ちは分かりますけど、一通化ということについては、これは非現実的なことになるんじゃないかなと思うんです。一応当局にお伺いします。石田街道、地域住民の生活道路ですけど、ここを一通にする、どちら向きになるか分からないですけど、3・3・15があるんですから、3・3・15と併せて、石田街道については一通化するというところのお考えはいかがですか。

○【中村道路交通課長】 今、委員がおっしゃられたとおり、生活道路ということもありまして、矢川方面に向かう車も、あそこは直線で通っておりますので、現状で一方通行化ということは、考えはございません。

○【藤田貴裕委員】 陳情の当該路線は石田街道だと思いますけども、南部地域整備基本計画ではどういうふうになっているのか教えてください。

○【中島基盤整備担当部長】 南部地域整備基本計画の中では、石田街道については、地域幹線道路という位置づけになっておりまして、こちらについては、もう整備済みというような扱いになっておるところでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 そうですか。中長期で整備を予定する路線じゃないですか。整備手法としては歩道の拡幅だと思いますけど、どうでしょうか。

○【北村都市整備部長】 計画では、そちらにつきましては、今、基盤整備担当部長が申し上げたとおり、整備済みの路線です。中長期整備計画図のほうに載っているところは、歩道部分です。歩道部分のことについて、述べられているというような形になっています。以上です。

○【藤田貴裕委員】 その歩道の拡幅というのは、市はどのようなふうな長期のビジョンがあるのか教えてください。

○【北村都市整備部長】 そちらは、今お話のあったとおり、17ページのほうに記載がありまして、こちらについては、「安心・安全な歩行環境の整備の推進」というような形の位置づけとはなっております。

○【藤田貴裕委員】 それは分かるんですね。中長期的な課題だから、なかなか答弁しにくいかと思いますが、整備手法としては歩道拡幅整備ですとか、あるいは、優先的に整備すべき歩行軸となっているんです。市はウォークアブルなまちづくりだとかいろいろ考えているようですが、石田街道については、どうなんでしょうか。もう一回、少し詳しい答弁をお願いします。

○【中島基盤整備担当部長】 歩道拡幅ということで、歩道の基準的には2メートルというところが最低な基準にはなっております。新たに道路を造る場合ですけれども、そういった中で、道路自体を拡幅できるのかというのが一つ、問題になるのか、課題になるのかなとは考えています。

もう1つ、手法としてできるのは、先ほど言ったような一方通行だとか、あるいは大型進入禁止だとかということで、車道部分を狭めるという手法はあろうかと思いますが、現状、先ほど言ったように、地域幹線道路というような位置づけで交通量等を考える中では、なかなか難しいところがあるのかなと考えているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 結構これは大変なことだと思いますし、中央高速の橋桁があって、歩道がもう物理的に幅員ができないところも結構あると思いますけども、市は何で南部地域整備基本計画の中で、優先的に整備していく歩行軸ですとか歩道拡幅ですとか課題に挙げたのか、最後に、それを聞いて終わりたいと思います。

○【中島基盤整備担当部長】 こちらの道路については、他に南北の道路自体が、広い道路がないというところの位置づけで、歩道がある道路が少ないという中で、やはり石田街道というのは、そういった軸になる道路という形で考えているところでございます。

○【関口博委員】 先ほどの陳情者のお話から分かることが、歩道と車道のところ、関係性なんですけども、歩道のほうが車道側に向けて傾斜しているというところで、まず、通りにくいというような危険があると。だんだん車道のほうに行ってしまうというような、そういうことがあるという認識というのは、当局としてはあるんでしょうか。

○【中村道路交通課長】 こちらの道路ですけど、車道部分と歩道、民地部分との差、高さの差、ここが20センチある通りなんです。本来、歩道の幅員がある程度広ければ、切下げの部分で傾斜を緩くできるんですけど、歩道の部分が、有効な部分が今回のところというのは、1,200ぐらいしかないの、例えば10センチの切下げのところですりつけようとすると8%、通常の勾配ですと、横断勾配は

1%から2%を標準としているんですけど、ここについては、8%ぐらいの勾配になってしまっていると、そういう状況があるということは認識してございます。以上です。

○【関口博委員】 簡単に言うと、歩道の部分が、車道の部分のほうに下がっていますよね。あれは雨水なんかの関係もあるんだろうと思ってるんだけど、その勾配が非常に大きいと今、言われたんですか。

○【中村道路交通課長】 今、私が申し上げたのは、民地から車道に出る場合のところの切下げ部分です。特に、その部分について傾斜をつけていると。特に民地から車道に出ない部分については一般的な傾斜しかないの、特に傾斜がきつということではないんですけど、どうしても民地から車道に出る部分、ここについては、勾配をきつくしないと車が出られないような状態になっています。その部分についての勾配がきつくて、そこでハンドルが取られてしまうということだと思います。

○【関口博委員】 今、そこに問題は2つあると思うんです。1つは民地から車道に出る部分の部分的なところというのがあると思うんですけども、そこは傾斜をしていくというんじゃないけども、ほかのところの道路では、歩道を低くして、歩道のほうを低くして、えぐって、それでそこが通れるように、車道から民地は入れるようにしているというやり方が一つありますよね。そこを、全く傾斜を造って上がるような形じゃなくてやるやり方、それだと、部分的には解決するかなと思うんです。分かりますよね、専門家だから。歩道をそのまま、ずっと来て民地ところに入るところは、すーっと下げて、ひゅーっと上げていくと、そういう形にしておけば、車道から民地に入るのは傾斜をつけなくても大丈夫と。歩道のところを電動車椅子が来たときには、少し下がっていくんだけど、傾斜がなく真っすぐ走行できるとはなると思うんです。だから、部分的にはそういうやり方が1つあるかなと思うんですが、まず、部分的な部分というのは解決できるのかどうかというのを1つ、担当の職員と一緒にいたときに、早急にそれを直したいというようなことを言ってくれたみたいなんですけども、そういう認識はあるということでしょうか。

○【中村道路交通課長】 今、委員のおっしゃるとおり、歩道を下げて、部分的に下げて、民地から出やすくするという方法はあるんですけど、どうしても、もともと民地と車道のところに20センチぐらいの差があるので、歩道を下げて、歩道と民地との差が出てきてしまうので、民地部分で傾斜をつけないとできないという問題が出てきます。なので、場所によって、民地との御相談とか、そういったものが生じてくると認識しています。

○【関口博委員】 我々よりも専門の今、答弁だと思うんですけども、ほかの道路で見て、こういうふうになっているところがあるんだなというのを見ているので、ぜひそれは解決できる、部分的には解決できることがあるかなと。部分的なところは、当該のところというのは、非常に傾斜がきつくて、本当に車道のほうに行ってしまう可能性があるという危険性があるということがあるから、そこはできるだけ早く解消してほしいなと思うんです。

もう1つのことは、歩道そのものが傾斜しているということだと認識しているんですけども、今回、石田街道については、車道の修復の計画を計画していますよね。来年度予算でしたっけ。補正予算だったかな。

○【中村道路交通課長】 今の石田街道のところに関しましては、今年度、路面構造評価調査委託というのをやっています、現状の舗装の傷み具合、こちらの調査をしています。今後、令和7年、8年度にかけて、基本設計、実施設計を予定はしているんですけども、現状の幅員を広げるということとはできないので、現状のままの歩道の幅員で、要はセミフラット化、今、バス通りのところでやっ

ているような、団地通りのところでやっているような、歩道を下げるといふか、車道をまず上げて、車道全体を上げて、いわゆる民地との段差を少なくして、歩道をセミフラットにするという対応ができれば、ある程度の、歩道の幅員は2メートル確保できないんですけど、車椅子の通行には有効になってくるのではないかなと考えています。

○【関口博委員】 今、言われた車道をかさ上げといふか、高さを高くして、歩道との差を少なくして、セミフラット化するというところで、どちらも傾斜を少なくするという形で対応できるんじゃないかというようなことだと思います。調査は、今年度終わったんですね。終わったんですね。そのときに、歩道のところまで意識はいついかなかったと思うんですけども、今回、こういう陳情が出て、そういうセミフラット化、車道を高くするような形での傾斜を少なくするというようなことも、こういう陳情があったことによって、意識を持って計画に入れていくというようなこと、通ったらという話になるかもしれないんですけども、意識を持ってほしいと思うんですけど、その辺はどう考えますか。

○【中村道路交通課長】 今のところ、そういうことで計画はしているんですけど、ただし、実際これ、財源のところ、規格の歩道の幅員が取れていないので補助がもらえないんですよ。なので、かなり費用がかかるということもありますので、その辺は全体の計画を見る中で判断していきたいと思っております。

○【柏木洋志委員】 では、私からは、先ほども他の委員から出ましたけども、福祉有償運送のことで伺いたいと思います。事業者数を増やすことに関してはされたので、私からは、今ある事業者のほうに、事業者の方々に対して、受入れできるような体制を拡充をしてもらうような取組を市としてできないのかという観点で伺いたいと思います。そもそも一番早いのは、事業者数増というのは理解できます。ただ、もう一方で、例えば、今ある事業者に対して、市として何かしら取組をして、キャパシティを増やしていくというのはできないのかどうかというのを伺いたいと思いますけど、いかがでしょう。

○【中島基盤整備担当部長】 先ほど少し触れましたけども、朝の時間といふか、皆さんお使いになりたい時間というのが重なっているということがございますので、簡単に言うと、運転手の数を増やしていきたいと考えておまして、ボランティア運転手の募集など、市のほうでもこちらを周知したりとかして、今、確保に努めているところでございます。

来年度になりますけども、各事業者さんのほうで、少しその辺は考えていただけるということも言われています。若干かもしれませんが、増えていく傾向にあるだろうと思っております。そのためには、やはり市が、もっと福祉有償、福祉交通全体ですけども、そういったものをきちんとアピールして、皆さんに御協力いただけるような体制づくりをしていかなければいけないだろうとは考えております。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 私は、陳情第3号についても、採択の意見を致します。この陳情を拝見して、びっくりする次第であります。なぜかといいますと、今回の陳情を頂く前にも、この道路での自転車走行や今回のように車椅子の通行に対する危険を伴う案件があったように記憶しております。それは、社会実験を行う以前の課題として考えなければなりません。自動車の通行量も多い、そして道幅も狭く、改善しなければならぬ歩道の課題があります。これを思うと事故に結びつかないから現状

でいいというわけにはいかず、人の移動に伴う安全確保のために、行政当局は道路点検と併せながら、歩行者の安全確保に最善の注意をお願いしたいと考えます。

そして、路線バスの便数の減少や福祉有償運送タクシーが増車されている、利用客が逆に多くて、なかなか陳情者のように、利用しようと思っても、それが運用されないという現実を踏まえる中で、その解決のためには、陳情事項にある体験について、労働管理者なり警察当局の方が車椅子の実証体験を、そして行政の職員の方々にも、まず、体感していただくことを申し上げたい気持ちもあります。そうすれば、今回の陳情者の気持ちもよく理解していただけるものと確信いたします。

それに合わせる中で、生活道路という形の中で、どこまで期待に応えられるかということも当然のこと考えなきゃなりませんけれども、一人一人の市民の安全ということ、特にまた、車椅子での通行にはその歩道幅の問題がありますので、その辺のところに最善の注意をして、また、改善をしていただきたいと思います。

このような状況から陳情者の苦しい立場を考慮し、提起された課題であり、私は陳情第3号についても採択とさせていただきます。

○【柏木洋志委員】 本陳情第3号については、採択の立場で討論を致します。本陳情については、車椅子を利用されている方が、市内で大変な思いをされているということが示された重要な陳情であると感じております。その危険性であるとか、何が危険であるとかというところについては、本陳情の趣旨でも述べられておりますし、また、各委員の質疑、私も含めて各委員の質疑でも明らかにされております。この陳情に述べられている道路を行き交う中、交通上のところで発生する危険、これを解消する必要があるということは明らかであり、特にバスの増便であるとか、また、福祉有償運送の充実、こういったことは市民全体の利便性の向上に資するというように考えます。

一刻も早く、この問題解決に向けていくことを重ねて述べまして、採択の討論と致します。

○【青木健委員】 それでは、私も本陳情には採択の立場で討論させていただきたいと思います。当該道路、私は南区に住んでおりますので、関口委員も当該道路の直近に住んでおられますから、この道路の危険性については誰よりも知っているつもりでおります。特に矢川駅入口交差点の歩道が急に狭くなるところ、甲州街道の南側、あそこについては、車椅子の方もそうですけど、それ以外でも、健常者の方が自転車を通るときに際しても非常に危険な場所です。私も交差点で、スマホを見て止まっていた自転車の方が急に車道側に出てきて、思わずブレーキを踏んだという経験もしておりますし、それ以外でも突然出てくるということについては十分気をつけなきゃいけない道路でありますので、道路構造自体を根本的には、これは変えなければいけないと思っております。ただ、民地でございますので、そこはなかなか、そうは思っても手をつけられない点であるということについても、理解をしてもらいたいなとも思います。ただ、一刻も早くこの件については何とかしてもらいたいということで、お願いしたいと思います。

陳情趣旨の中に出ておりました、車道、石田街道の一通化ですよね。申し訳ないですが、これについては地元の生活道路でありますので、これを実現するということについては、大変な反対があると思いますので、これについては、正直無理というふうに私はお答えをさせていただきたいと思いますが、それ以外、バスの増便ですよね。これは地元の住民も願っていることです。もともと、くにつこを、これ廃止したからこういうことになっているわけです。その点は十分考えてください。バス会社にも、バスの増便については強力をお願いをしてもらいたいということは要望しておきます。

それと、福祉有償の問題なんですけど、事業者を増やしていただいたということについては、大変

感謝をしたいと思いますですが、それでも現状としては、やはり足りていないという、この実情が露呈をされたわけでありますので、今後についても、事業者の増について、ますますの御尽力をお願いしていただきたいと思えます。

私、車椅子であそこを通ったことはないんですけど、自転車では通っています。自分で通っても、車との擦れ違い等については、非常に危険性も感じておりますので、道路全体として見たときに、やはり早急にここは手を打たなければいけないなということは実感をしております。ぜひその辺についても、当局の御尽力をお願いして、採択の討論とさせてもらいたいと思えます。

○【関口博委員】 この陳情に対しては、採択の討論をさせていただきます。陳情の1番については、ぜひとも、みんなこういうのを、社会実験というふうに言われていますけども、経験することがないので、やはりその恐怖というか、そういう思いというものを共有することによって、やはり解決することへの位置づけというか、モチベーションというのも変ですけども、そういうことにつながると思えますので、ぜひやっていただきたいということと、それから、2番目の一刻も早く、この問題を解決することということがありますけれども、これは幾つかの議員がそれぞれの解決策を、ここに書かれていることについて賛同されています。

先ほど私も申し上げましたように、車道と歩道との高さを解消していくという、車道を上げて、かさを上げて、それでセミフラット化ということによって傾斜を少なくするということ、それから部分的に解決する部分のところ、歩道を下げて民地と車道との間の傾斜をなくしていくというやり方、部分的に解決するところと、その2つの方法があるかなと思うので、ぜひそのことについて、検討、実行していただきたいと思えます。採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情、採択の立場で討論いたします。以前に、石田街道のところの問題も陳情を出していただいていた。南プラザに向かうまでにバスを増やしてほしいという、不採択になったということでしたけれども、数年間は増便されていたけども、その後、また元どおりの便数になってしまったということで、本当に御不便をかけていたんだと、今回、私もこのことは、ほかの市民の方からもたくさん言われていながら、そのままに放置していたこと、反省しました。

私も自転車であの道を通りますけど、とても車道に怖くて出られないので、ゆっくり行く以外なかったんです。そこを電動車椅子で車道を通って、あの道を自力で走行して帰ってきたという文章を読んだときは、本当に胸が潰れるような思いでした。どれだけ怖くて、命が幾つあっても足りない、本当にそのような体験を今もずっとさせてしまっていることに申し訳ない気持ちでいっぱいです。

今回も、道路の傷みの調査、路面の傷み調査が今年度終わって、次はセミフラット化に行くということが言われました。車道を上げて、民地との差を低くする、このことはともかく進めていただく上で、どうにかバスの増便に関しては、住民からの御要望が多いわけですから、ここは本当に民間バス事業者に伝えていただきたいと思えます。福祉有償運送のタクシーを増やすこと、今、当日では無理ということでしたので、運転できる人を増やしていく方向を市としても模索しているようですので、そこは進めていただきたいと思えます。

すぐに解決することがほとんどなかなかなくて、陳情者に御安心を頂けることがまだないかもしれませんが、この陳情を採択し、まず、ともかく議員として先日できなかった社会実験というか、電動車椅子で歩道と、車道も自分たちで動かしてみる、そのことから体得したことを、さらに行政とともに上げて、一刻も早くこの道の問題を解決していきたいと強く今日も思いました。採択の討論と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。石田街道ですけども、大変危険な道路だなというのは私も思います。もう歩道も狭いですし、車道も狭いのかなど、両方狭いような道路だと思いますので、この道路の改善というのは結構大変だと思いますけど、私はやれるところからぜひやっていただきたいなと、そのように思います。

また、福祉有償運送の運転手さんを増やしたりとか、参入していただける会社を増やすですとか、あるいはバスの増便ですよね。そういうこともぜひ実現をできるように市からも訴えていただけると、私はいいなと思いますので、この陳情を採択したいと思います。

○【香西貴弘委員長】 以上、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時16分休憩



午後1時20分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(4) 第1号議案 市道路線の廃止について

議題(5) 第2号議案 市道路線の認定について

○【香西貴弘委員長】 第1号議案市道路線の廃止について及び第2号議案市道路線の認定についての2件を一括議題と致します。なお、採決は、別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 第1号議案市道路線の廃止についてと、第2号議案市道路線の認定についての2議案につきましては、関連いたしますので、一括して御説明を致します。

初めに、第1号議案市道路線の廃止について、補足説明いたします。本議案の廃止路線の市道南第24号線42につきましては、北側に、本市道路線につながる幅0.91メートルの認定特定公共物の道路があります。このたび、特定公共物の道路を含み、私道の整備が完了し、私道の寄附の申入れがあり、市道路線の認定条件を満たすことが確認されたことから、路線の起点の位置が変わるため、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものでございます。

引き続きまして、第2号議案、市道路線の認定についてでございますが、本議案は、第1号議案と関連し、起点の位置が変わる市道南第24号線42につきまして、道路法第8条の規定に基づき、再認定するものでございます。

それでは、本会議資料No.1の廃止・認定路線案内図を配付してございますので、御覧ください。1ページ目は、案内図になりますが、丸で囲っている実線の箇所、国立市第一小学校の東側に位置する南北の路線でございます。続きまして、2ページ目の廃止認定路線図を御覧ください。2ページ目の右上に凡例がございます。点線で表示しております路線が廃止する路線で、実線で表示しております路線が起点位置を変更し、起点、国立市大字谷保字栗原5957番地の2先、終点、国立市大字谷保字栗原5980番8先、延長137.36メートル、幅員1.82～5メートルの路線として、新たに市道路線の認定をするものでございます。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第1号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第2号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第6号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 第6号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部長。

○【北村都市整備部長】 それでは、第6号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。本条例案は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の申請手数料について規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、別表の手数料の種類及び区分欄の優良住宅等認定事務の項の次に、マンション管理計画認定事務を加え、第6号議案に記載されておりますとおり、各区分ごとに単位、金額、備考を規定するものでございます。また、付則と致しまして、施行日を令和5年4月1日とするものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第15号議案 国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案

議題(8) 第16号議案 国立市緊急事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 第15号議案国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案及び第16号議案国立市緊急事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題と致します。なお、採決は別箇採決と致します。

当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 それでは、第15号議案国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案及び第16号議案国立市緊急事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案につきまして、建設環境委員会資料No.8に基づき、一括して、補足説明をさせていただきます。国立市の事業資金融資あっせん制度におけます融資預託金につきましては、市が取扱金融機関に融資の原資となる資金の一部を預けることで、金融機関の貸倒れリスクを低減し、起業したばかりで、信用度が低い事業者の方にも融資を受けやすくする仕組みとして制度設計されたものでございます。

しかしながら、国立市のあっせんする融資は、現在、全利用者が信用保証協会の保証を利用されております。したがって、融資不履行時のリスク軽減としての意味合いが薄れております。また、現在の融資限度額は、預託金の50倍の設定となっており、原資としても機能しているとは言い難い状況でございます。

さらに、現在は、預託金を基に各融資取扱金融機関の融資枠を設定しておりますので、例えば、今後、経済情勢に合わせ、新たな融資メニューを設定された際などに融資枠があることで、受付件数に制限が出る可能性があるなどの課題がございました。よって、条例改正にて、融資預託金の廃止をするものでございます。

資料の2ページ目、3ページ目、新旧対照表を御覧ください。現行の両条例ともに、第3条におきまして、資金の預託を規定している条文を削除いたします。改正後の条例では、第4条において、現行の条例、第3条第2項に規定しております、預託契約を締結した金融機関としていたものを、融資あっせん契約を締結した金融機関と規定し直すものでございます。最後に付則として、令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、本条例案上程に先立ちまして、令和4年12月22日に国立市中小企業事業資金融資審議会を開催し、本条例案の改正につきまして、了承を頂いたところでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 すみません、資料No.8では、国立市中小企業事業資金融資審議会で全会一致ということだった、そのような御報告がありました。数年前では貸し渋りの心配が、御意見が出ていたとは思いますが。今回の条例改正で金融機関はどのような御意見だったのか、教えてください。

○【田代まちの振興課長】 それでは、お答えいたします。中小企業事業資金融資審議会において、開催されましたが、この中で特に意見が出るものはございませんでした。以上です。

○【藤田貴裕委員】 それは分かりましたので、金融機関のほうはどのような御意見だったのか教えてください。

○【田代まちの振興課長】 この事業資金の審議会には、全て契約させていただいている金融機関が委員になっておりますので、その中で意見が出なかったということでございます。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本議案には、賛成して討論いたします。私も金融機関出身の議員ですので、以前は地域における商工振興策の一助として、保証融資の在り方の最たるものでありましたが、社会体制が変わり、経済状況の変化に伴い、金融資産の蓄えの弱い業者の設備投資や経常運転資金の調達等に苦しむ中小零細企業への資金提供のための制度融資としての使命が高く、事業者には喜ばれたもの

でありました。しかし、今日のような金融緩和時代となり、また、景気の回復基調の中で、インフレからデフレと読めない時代に背景を変えた中で、その価値観に変化が見えるときとなりました。そこで、従来のように、地域行政が見合いの取扱資金を提携金融機関に預託することにより、スピード感を持って商工会や準公的機関との契約により行ってきた融資の見合いの必要性がなくなったことにより、あっせん手法上の課題を変更するものと考え、私は第15条議案、16号議案に賛成いたします。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第15号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第16号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(9) 第17号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【香西貴弘委員長】 第17号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、衛生費の一部、農林費、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第17号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第12号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。初めに、5ページをお開きください。第3表地方債補正のうち、建設環境委員会の所管するものは、変更が1件です。矢川複合施設整備事業は、歳出の決算見込みに伴う財源調整により、起債限度額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。款14使用料及び手数料、項1使用料は、道路占用物件の増に伴い、道路占用料を増額するものでございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の決算見込みに伴い、社会資本整備総合交付金(耐震分)を減額するものでございます。

14ページから17ページまでが、款16都支出金です。16ページ、17ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は、歳出の決算見込みに伴い、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化推進事業補助金を減額するものでございます。款21諸収入、項4雑入は、額の確定に伴い、多摩川衛生組合過年度精算金を追加するものでございます。18ページ、19ページをお開きください。款22市債は、歳出に連動し、矢川複合施設整備事業債を減額するものでございます。

続いて、歳出の補足説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み、契約差金等による減額です。主なものについて御説明いたします。22ページから27ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。26ページ、27ページをお開きください。電気料金の高騰に伴い、くにたち北・南市民プラザ管理運営に係る光熱水費を増額するものでございます。

44ページから49ページにかけてが、款4衛生費、項1保健衛生費です。48ページ、49ページをお開きください。契約差金により、地域再エネ導入目標策定支援委託料を減額するものでございます。項2清掃費は、電気料金の高騰に伴い、環境センター管理運営に係る光熱水費を増額するものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、決算見込みにより、認定農業者支援事業補助金を減額するものでございます。

52ページ、53ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、決算見込みにより、商店街活性化事業補助金を減額するものでございます。

54ページ、55ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、自転車駐車場の管理運営に係る光熱水費を増額するものでございます。54ページから57ページにかけてが項2道路橋りょう費です。引き続き54ページ、55ページを御覧ください。決算見込みにより、南部地域整備事業に係る測量委託料を減額するものでございます。56ページから59ページにかけてが、項3都市計画費です。56ページ、57ページをお開きください。契約差金により、矢川複合施設建設工事請負費を減額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いを致します。

それでは、質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、すみません、49ページの地域再エネ導入目標策定支援委託料について伺いたいと思います。国庫支出金が900万円減になって、その分、都支出金と一般財源が増えていきますけど、この理由を教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 お答え申し上げます。当初予算、1,200万円です。当初、環境省の国庫補助金4分の3を想定して、事業のほうを進めておったところでも、環境省のほうで認定が受けられなかったというところがございまして、このため、東京都の地域活性化補助金という50%補助の補助金のほうに切り替えた上で事業を進めたという経過で、国庫補助金が減、都補助金が増となっているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 その国庫補助の採択は何か理由があったんですか。採択されなかった理由は何でしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 国庫補助なんですけれども、いわゆる地域のゼロカーボンシティに向けたロードマップ作成ということで、全国各自治体のほうで応募がなされている状況がございまして、令和3年度までは、ほぼ100%採択されていたという経過があつて、それを踏まえて事業を進めていたわけなんですけれども、令和4年度、さらにその応募をした市町村がかなり多くなったという経過と、いわゆる地方の再生可能エネルギーの創出というか組立てが、絵が描きやすい地方の自治体が優先的に、優先的にというか、結果的に採択されたという経過がございまして、都市部の自治体が軒並み採択されなかったというような経過があつたというところでございます。

○【関口博委員】 53ページ、商店街振興事業費が減額563万、大きいんですけど、これの内容を教えてください。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。商店街活性化事業補助金のうち、東京都が実施している商店街チャレンジ戦略支援事業についての減額でございます。こちらのほうは、当初予算の段階で、34件のイベントについて、商店街からこういったものを出したいという要請がございました。そ

ここで、予算配当で3,006万5,000円ほど上げさせていただいたんですが、実際に実施されたのが13件でございまして、多くの商店会さんのほうが申請はしたものの、実際に事業を行わなかったということで、今回減額させていただきました。以上です。

○【関口博委員】 行わなかった、行えなかったという、その辺の理由は何ですか。

○【田代まちの振興課長】 予算の段階で、あらかじめ調査したものでございますので、例年やっていたので、今年もやろうかなとか、あとコロナの影響で、イベント自体が密になるからやめたとか、そういった理由がございました。以上です。

○【関口博委員】 商店会の振興事業費、2023年度のやつは、たくさん多くなったと思うんだけど、やめてしまうと残念だなというのが一つ意見としてあります。

57ページ、国立駅周辺道路等整備事業費の減額はどういうことでしょうか。

○【中村道路交通課長】 お答えします。こちらは、東第1号線の電線共同溝整備工事に伴う、東京電力配電線路移設工事費に伴う補償費、1,000万を計上していましたが、こちらの精算額が676万2,563円となりまして、差額を補正したものです。

○【関口博委員】 分かりました。もう1つ、59ページなんですけども、水路等維持管理及び許可事業費、既存の水路の改修工事ということで2,500万、非常に大きい減額なんですけど、これはどういうことでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 お答えいたします。この工事につきましては、天神橋の上流付近、両岸を含めまして、片方の延長が50メートルで、両岸を含めまして100メートルの護岸の補修工事を進めていたところだったんですが、12月に入札を行ったんですけれども、入札辞退ということで、全者辞退で不調となったという経過がございます。改めまして、来年度、同様な形で、これ、50%の都補助事業になるんですけれども、来年度も同様の形で事業を進める予定でございます。

○【関口博委員】 水路の補修は大変大事なところだなと思うんだけど、全者不調だったというのは、何か原因があったんでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 これ、ちょっと時期的な問題もあったかなと考えておるところでございます。府中用水、今、5月中旬から9月下旬まで通水してございますので、10月以降工事が実施できるという状況でございます。だものですから、10月の工事開始に向けて入札数の準備を進めればよろしいところであるんですけれども、これ、東京都の補助事業でございますので、東京都の工事実施に当たっての事前協議というものを、今年度当初から進めておったところがあったんです。しかし、設計が完了して、東京都と実際の工事に向けた協議を行っている中で、東京都のほうから疑義の指摘が入りまして、具体的に言いますと、水利計算に難があるんじゃないかというような疑義を受けまして、周辺のお宅のほうから、雨水の排水処理で府中用水に水が流れ込むわけなんですけれども、我々と設計業者のほうの考えでは、そこを計算に入れても入れなくても、水利の計算には問題がないというところで、そこは省かせて計算させていただいていたんです。けれども、そこも含めて、もう一回計算し直せというような指示がありまして、9月通水が止まって、10月から再度水利計算をし直して、最速で12月の入札に臨んだところだったんですけれども、時期的な問題もあって、今回不調となったところがございます。

東京都のほうでは、疑義のほうはなくなったということでございますので、来年度におきましては、通水完了次第、工事に取りかかれるようなところで、改めて進めさせていただければと考えております。

○【石塚陽一委員】 1つだけ、お尋ねしたいんです。55ページ、路面構造評価調査等委託料、もしかして聞いたかもしれないんですが、マイナスの428万7,000円、これはどういう具体的に調査をされるんですか。

○【中村道路交通課長】 こちらは、道路改良工事の設計に反映させるために、舗装のたわみ測定委託と路面下の空洞の調査、こちらの委託を実施するものです。

○【石塚陽一委員】 そうすると、それができなかったということでマイナスなんですか。

○【中村道路交通課長】 こちら、契約を致しまして、年度当初の早期の発注に努めましたため、施工業者の競争原理が働いたと考えられまして、設計金額を大きく下回る企画で契約できました。以上です。

○【石塚陽一委員】 市としては、とてもいい結果が出たということですね。それで、調査の結果はもう全部終わって、それがこれからの補修の工事に活用されると理解しちゃっていいんですか。

○【中村道路交通課長】 委員おっしゃるとおりです。

○【香西貴弘委員長】 なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(10) 第21号議案 令和4年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案

○【香西貴弘委員長】 第21号議案令和4年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 第21号議案令和4年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案について、説明書資料の実施計画明細書により補足説明いたします。それでは、14ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございます。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は3,400万円の減額でございます。これは見込みによるものでございます。目2雨水処理負担金は52万8,000円の減でございます。これは見込みによるものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。収益的収入及び支出でございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は101万円の減額でございます。これは、府中市都市下水路維持管理負担金の執行が不要となったことによるものでございます。目2ポンプ場費は87万円の増額でございます。これは執行見込みによるものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1企業債、目2流域下水道債は970万円の減額でございます。これは、流域下水道建設費負担金及び利益下水道改良費負担金の確定によるものでございます。項6補助金、目3他会計補助金は321万3,000円の減額でございます。これは、財源の調整によるものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1管路建設改良費は3,150万円の減額でございます。これは、主に都市計画道路332号線の築造に伴う公共下水道工事の一部が未実施となったことによるものでございます。目

4 無形固定資産購入費は1,007万2,000円の減額でございます。これは、利益下水道建設費負担金及び利益下水道改良費負担金の確定によるものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本議案には賛成の立場で討論いたします。この下水道事業会計は非常に理解に苦しむところです。決算書上からは目に見えない勘定項目の数値があり、難解な点もうかがえ、他の行政決算書とは違い、収益的収入及び支出、あるいは資本的収入及び支出と使用する表現表示からしても違います。また、この見方のうち、表面に出てこない事業の分担金や、下水道事業に伴う多摩2号幹線の処理場への流入分担金などがあり、当局も事務精査には苦慮する分野もあると推測されます。

これらの事柄から、下水道事業会計も、他の勘定項目と同じように議員が分かる手法を講じていただきたいことを申し添えさせていただき、かつ、今回の補正予算の計数及び事業水位からは、何の問題もなく正しく対応されていますので、第21号議案は賛成とさせていただきます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(11) 第33号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第13号)案

(歳入のうち所管する部分、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【香西貴弘委員長】 第33号議案令和4年度国立市一般会計補正予算(第13号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、衛生費、農林費、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 それでは、令和4年度国立市一般会計補正予算(第13号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。歳出について御説明いたします。28ページ、29ページをお開きください。款4衛生費は、給料表の改定及び勤勉手当支給月数の変更に伴い、給料等を増額するものでございます。なお、以降の各款においても、同様の内容を増額するものとなりますので、個々の説明は省略させていただきます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席していただいて結構です。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂き、これまでに引き続き、全庁的に感染症対策を講じつつ、業務臨むことができいております。この場をお借りしまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、国立市健康危機管理対策本部会議——以降、対策本部会議と申し上げます——こちらの経過、また、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等につきまして、建設環境委員会資料No.23により、補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の建設環境委員会資料No.23、1ページ目を御覧ください。国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和4年12月27日の第41回対策本部会議ですが、この時期は、第8波としまして、都内の感染が拡大し、医療体制が逼迫している状況であり、市の自宅療養支援室におきましても、1日10件程度の相談が続いており、入院療養の方も増えた時期でございました。この会議におきましては、年末年始に市民からの相談に備えまして、全庁的な協力により、シフトを組んで対応することが確認されております。また、立川消防署から、コロナ関連の救急対応の出動件数が増加しているとの報告がございました。市の医師会長からは、年末年始の発熱外来受診が難しくなる前に体調不良となった場合の備えを用意してほしいとの御意見がございました。永見本部長からは、年末年始の対応もあり、職員においては、しっかりと体調管理に努めることとの指示がございました。

続いて、令和5年2月10日の第42回対策本部会議ですが、この時期は、都内でのコロナ陽性の方の数は横ばいになっていたものの、インフルエンザに罹患した患者さんが多く見られておりました。また、医療機関におきましては、インフルエンザとコロナとの判別がつかない発熱による受診で混雑をし、電話をしてもなかなか受診につながりにくい状況が生じておりました。結果的に、保健センターへの問合せや相談が多くなっておりました。消防署の出動件数は、12月をピークに徐々に減少との報告がございました。市医師会長からは、5月から5類の感染症なる位置づけが予定されているが、特効薬ができたわけではないため、引き続き、感染対策を取ってほしいとの御意見を頂いております。本部長からは、5月8日に法律上の位置づけが変わったとしても、コロナがなくなるということではないので、適時対応を考えていくこととの指示がございました。

2月20日の第43回対策本部会議においては、2月10日に発出された国の通知、2月14日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を受けまして、マスクの着用につきましての方向性を協議

しております。広く市民の皆様に対しましては、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねること。ただし、着用が効果的な場面においては、マスクの着用を推奨することを確認しております。また、学校におきましては、マスクを外すことを基本とするが、着脱は個人の意思によるものであるため、着用していることで差別が生じないように指導していくことを確認しております。

なお、資料にはございませんが、3月10日、第44回対策本部会議を開催しまして、改めましての市の職員のマスク着用につきまして、新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症上の5類となるまでの間、着用を求める旨の確認をしております。また、適宜、状況に応じた対応を検討するため、運営部会を令和4年12月から令和5年2月までの間に2回の開催をしているところでございます。

続きまして、2番の新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございますが、本委員会が所管する分につきましては、特段御報告事項はございません。

3ページへお移りください。3ページ、左中段でございますが、3番の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。令和5年2月16日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況でございますが、オミクロン株対応の2価ワクチン接種をされた方が3万2,755人でありまして、接種率として51.9%でございます。2つ目として、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、こちらの資料では、2月時点での情報を基に秋冬に新たなワクチン接種が実施される見込みと想定を記載しておりますが、さきの3月8日に厚生労働省の関係省令等が改正されまして、まずは高齢者、基礎疾患保有者等を対象に、今年の5月8日以降に新たなワクチン接種を開始するといったことになりました。資料に記載の秋冬の接種に関しましては、5歳以上の全年齢が対象となります。なお、必要な接種につきましては、引き続き自己負担なく受けられるとのことでございます。

最後になりますが、令和5年3月14日公表分の数字で、国立市民の方で新型コロナウイルスの検査陽性が確認され、療養中の方は14名でございます。令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねられております。5月8日からは新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類から5類へ移行される予定でございます。この際、市の対策本部についても、設置を解く形となります。

市では、この約3年間の新型コロナウイルス感染症への市の取組につきまして、記録としてまとめる予定でございます。これまでの市の取組を検証し、何が課題であったのか。今後、また、もしパンデミックの発生の際にどう対処していくのかにつきまして、言語化し、備えておく考えでございます。

現状、新型コロナウイルス感染症は、まだ2類でありまして、検査陽性の方もおられます。市民の皆様、議員の皆様には日常生活を取り戻しつつ、いましばらく、適切な感染予防にも心がけながら過ごしていただきますようお願いを申し上げます。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。ありますか。関口委員。

○【関口博委員】 今の報告の中で、いろいろな状況等を記録して、今後のパンデミックに備えるというようなことが言われていましたけども、これ、まとめるのは、いつ頃までにまとめるというのは何か目安みたいのものがあるんですか。

○【大川健康福祉部長】 5月の感染症法上の移行の後、全庁的に御協力いただく中で、課題点ですとか、今後に向けての取組の辺りを取りまとめるということでございまして、これ、令和5年度中には何とか、できれば早い段階で秋ぐらいには取りまとめたいと考えているところでございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。
ここで休憩に入ります。

午後2時5分休憩



午後2時19分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

報告事項(2) ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ(案)について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(2)ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ(案)について
に入ります。

当局から報告を願います。環境政策課長。

○【鈴木環境政策課長】 貴重なお時間いただきまして、説明させていただきます。国立市ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ(案)、概要版のほうで説明させていただければと思います。

ページをおめくりいただきまして、見開き2ページ、3ページと振ってあるところの左側の2ページ目のところになります。まず、ロードマップがどういった位置づけにあるかというところの整理というか、冒頭3行目から四角囲みにさせていただいているところがあるかと思うんですけども、このロードマップにおいて現状を分析した上で、2050年に向けた国立市が取り組むべき方向性や目標を検討して、まずはロードマップという形ですので、その目標の幅を持たせております。来年に具体的な計画を策定していくというような形を真ん中のところの表にさせていただいているところがございます。2050年のカーボンニュートラル宣言が国からあって、国立市もゼロカーボンシティを宣言いたしました。今年度、ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップを策定した後に、来年度、市全体で取り組む区域施策編の目標値であったり、どういったことをしていくか、また、事務事業編という形で市役所の取組、または公共施設をどういった形で整備していくかというところを取りまとめていくというところの整理とさせていただいております。

右側の3ページ目のところ、具体的な現状分析からということになりますけれども、国立市の温室効果ガス排出量の現状という形で、これはCO₂を含めまして、代替フロンと言われておりますハイドロフルオロカーボン、また、メタンや一酸化二窒素といったような全ての温室効果ガスを含めた数字が、25万2,000トンというのが2019年最新の数字となっております。実効的に、国立市民や事業所や市役所が取り組むるところはCO₂になりますので、次のページでCO₂をどういう形で減らしていくかというところの議題に入っている内容になってございます。

おめくりいただいて、4ページ目で、改めて国立市のCO₂排出量の現状という形で、直近年度の2019年度は22万6,000トンで、このうち、約4割が家庭部門からの排出になっているという特徴がございます。これは、国立市では家庭部門の割合が大きい、また、業務部門と、右上の帯グラフのところになりますけれども、業務部門と家庭部門が大きいというのが国立市の特徴でございます。一方で、全国で見ますと、一番右のグラフになります、全国では産業部門、いわゆる工場から排出されるようなCO₂が34%を占めているという現状がございますので、国立市の地域特性を生かした取組というのを考えていく必要があるかなと考えているところがございます。

次の右側の5ページ目、移らさせていただきます。ロードマップの作成に当たりましては、市民ア

ンケートを取らせていただきました。右上のところ、まず、地球温暖化への関心でありますとか取組を推進しますかといったような、まず、最初の質問というところでは、ある程度関心がある層も含めまして、いずれも90%を超える市民の方々が関心がある、または取り組んでいきたいとお答えいただいております。一方で、左下の円グラフのところ、ゼロカーボンシティ、宣言した状況あるわけでございますけれども、その認知度というところでは12%という数字でございますので、これは、我々の取組を先月、市報の1面ではPRさせていただきましたが、来年度の区域施策編の策定も含めて、よりPRしていく必要があろうかなと思っております。

あと、このページにないんですけれども、アンケートの中で、より具体的に太陽光パネルを載せる御検討をされていますかといったような設問がございまして、そういった中で、積極的に載せたいといった御回答いただいたのが約14%、検討してみたいも含めると、44%の国立市民の方は太陽光パネルをある程度検討していきたいというような御回答というか、アンケートを頂いておまして、この数値を後ろのほうのロードマップの今後の方向性を設定する中で、アンケートの市民の意向を盛り込むような形で全体を策定しているところでございます。

次のページが事業者アンケートとなっております、6ページ目です。これも、地球環境問題の関心は8割近くの方が持っているというような御回答を頂きました。一方で、右上のところ、あなたの事業所では2030年に再生可能エネルギーをどのぐらいに置き換わらせるつもりがありますかといったような説明をさせていただいております、ほぼ全てから1割ぐらいはというような方も含めまして、6割近い事業者の方も再生可能エネルギーの電力を導入していきたいという御回答を頂いております。これを加重平均といいますか、加重平均いたしまして、産業部門というか業務部門におきましては、このアンケートでいくと、24%程度が再生可能エネルギーに置き換わると、このアンケートの加重平均の結果ですけれども、そういった数字を同じ、同様に、後ほどのロードマップ策定のときの指標に使わせていただいております。

右側7ページのところ、小中学生にもアンケートを取らせていただきまして、同様に右上のところの帯グラフのところでは、緑の大きいですとか電気を使わないようにするといったところは、非常に小学生、中学生レベルでも取り組んでいて、環境教育といったところの重要性、また、効果というのも出てきているのかなと認識しております。右下のみんなでこうしたほうがいいなといったような自由回答を頂いておりますが、環境に優しいものを買ったほうが良いと思うですか、3つ目のポチでは、ごみの分別にも取り組んでいるというようなところを小中学生からも回答いただいているという状況でございます。

次のページ、8ページ目、9ページ目から具体的な将来推計と削減目標というところになっておまして、左側の8ページ目のところは皆さんからいただいたアンケートでありますとか、これまでの国立市の考え方を取りまとめた将来ビジョンというところを取りまとめさせていただいております。右側の9ページ目が具体的に、じゃあ、どのぐらいの削減というのを考えていくんだということになりますけれども、その指標としましては、ケース1、2、3と設定しております。ケース1が、国の削減目標の46%をまず、設定しております。ケース2が、52%という数字は、国立市の産業構造を割り戻した数となっております、国の削減目標の中でも住宅部門というのは66%、2030年までにCO₂減らしましょうねというような目標が立てられておまして、また、商店やオフィスである業務部門についても、46よりも上の五十何%を削減していきましょうというところ、国立市の地域特性を割り戻すと52%の削減が、国の目標と比較しても課せられた数字になってくるかなという

ようなところが見込まれるところがございます。

もう1つ、カーボンハーフという形で、東京都が2000年比、ロードマップは全部2013年比で整理しているんですけども、東京都は独自に2000年比でカーボンハーフ、50%削減という目標を掲げておりまして、これを2013年に置き換えますと、55%のケースというのが、国や東京都の目標に準じた形でのケースとなるというところを、まず、お示しさせていただいているページになってございます。

次のページが、10ページ、11ページ目で、ケース1から3までの46%減から55%減までどういった取組で減らしていくのか。まずは省エネ、続いて再エネ、さらに加えて、次のページ見ていただいたほうが分かりやすいんですけど、ページを飛ばさせていただきまして、12ページ目のところの左下のところに、これも帯グラフと呼んでいいんでしょうか、2030年に24万7,000トンまで、何も対策をしないと増えていきますよというようなところで、まず、国立市域全体のCO₂の量を想定させていただいております。①、②、③という形で、省エネの取組と再エネの取組、もう1つ、電力排出係数の減による取組というか削減というのが②のところにあるかと思っております。これは、今、東京電力を含めました日本全国に流通している電力の排出係数というのが0.455というような数字であるんですけども、これが2030年には0.37になるというように見込まれております。いわゆる、我々が何の努力をしなくても流通しているエネルギーの中で再生可能エネルギーの割合が増えていく。結果として、自然減というような形で1万9,000トンが見込まれますよというような数字を設定しております。

省エネの話に戻りまして、7万2,000トンという数字の算出なんですけれども、前のページに戻っていただいても、細かい内容で恐縮なんですけれども、左側のページの1から17の設定してあるところは、国で温暖化対策の中で省エネルギーとして取り組むべき課題というところを挙げております。それぞれの項目ごとに、例えば建物の省エネルギー化ですと、2030年においては、新築では全部、ZEB、ZEHが進んでいると。50%ZEB、ZEHも含めて、既存の建物の三十何%はもうZEB化が進んでいるというような閾値というか数値が設定されております。それを国が省エネの目標として設定しておりまして、これが、いわゆる最大限の省エネ目標というところになるかと思っております。

右側のところのページで、それを国立市に置き換えた場合に、どれだけCO₂のトン数が減るかというのを図表化したものになります。この結果の数字が先ほどのページに戻っていただくと、12ページ目のところの省エネ対策による削減の7万2,000トンという数字が算出されておまして、国の示している、ZEH、ZEB化、またはLEDであったり、空調の高効率化を進めると、7万2,000トンのCO₂が削減できると。また、電力排出係数の削減により、1万9,000トンが削減されると。残りの部分を再生可能エネルギーの導入で埋め合わせていった上で、46%減から55%減の目標に到達しましょうというようなロードマップになっているところがございます。そうしますと、46から55まで幅があるものですから、CO₂の削減量も幅がございます。あわせて、具体的に再エネの導入量が幾らぐらい必要かというの幅も幅が出てくることになってございまして、2030年の再エネ導入目標量は2,509万キロワットアワーから8,542万キロワットアワーというような数字が算出されるというような内容になってございます。

また、2050年に向けてはということなんですけれども、2050年のいわゆるBAUシナリオでは26万2,000トンまでCO₂が増えていくだろうと。省エネ対策も、より踏み込んだ形での省エネ対策が見込まれることによって、13万6,000トンが削減される、また、再エネ導入量を、残りゼロなので全部再エネを導入していかなくちゃいけないというところまでいくと、電力換算すると2億8,110万キロワットアワーの再生可能エネルギーが現状の技術的レベルでは必要になってきますよという数字が出

ております。

一方で、国立市全体にも敷き詰められるだけ太陽光パネルを敷き詰めても、ポテンシャル量としては、2億2,000万キロワットアワーと言われておりますので、市のポテンシャル量を上回るゼロカーボンに向けては、必要になってくる、そこに向けては技術革新であったり、当然に市外からの再生可能エネルギーの導入といったところも含めて、見込んでいかないとゼロカーボンはなし得ないというような状況にはなっております。一方で、2030年に向けてはどうやって取り組んでいきたいと思いますかというところが右側の13ページ目のところになるんですけども、ケース1、ケース2、ケース3におきまして、それぞれ必要な再生可能エネルギーの導入量を下のところの表で記載させていただいております。

ケース1の46%減では2,509万キロワットアワー、ケース3の55%減まで目標を設定すると8,542万キロワットアワーが必要ですよというような数字になってございます。これを、それぞれどのような形で達成していくかというところを、ページが次のページになっちゃうんですけども、14ページ、15ページで、その背景というか裏付けの数字を設定させていただいております。

簡単に、この表の説明を、左側の14ページからさせていただきますと、家庭部門における太陽光パネルの設置、もしくは100%再生可能エネルギーの導入量の見込量の計算になってございます。まず、前提として、今、平均すると国立市内に毎年200戸の新築の住宅が建っているという状況がございまして、2025年から新築住宅の大手デベロッパーが建設する住宅においては、太陽光パネルの設置が義務化されるという状況でございますので、ここが一番上の①のところは義務化された新築住宅が載せる太陽光パネルの発電量を設定してございます。

次の行の②においては、大手デベロッパーの義務化以外の新築中古の戸数を設定させていただいております。これが、先ほどの市民アンケートの中で、新築住宅で義務化されていなくても、太陽光パネルの設置を検討するというようなアンケートの御意向を頂いた人が45%でしたので、その45%を掛け合わせた数値が、2030年に太陽光パネルが載るだろうという見込みで数値を制定させていただいております。

さらに、既存の戸建て住宅が、今、1万1,523戸ございまして、高い目標、野心的ケースと表させていただいているところでは、検討レベルの市民の方が太陽光パネルを載せた数値を設定させていただいております。一方で、目標ケースは、既存住宅においては、積極的に太陽光パネルを載せたいと言っている人が14%でしたので、その人たちが太陽光パネルを乗せた場合ということで設定させていただいております。結果として、この目標ケースは、国立市の戸建て住宅の20%に太陽光パネルが載っている状態、野心的ケースは国立市の戸建て住宅の47%に太陽光パネルが載っている状態を想定しております。

次の段落のところ、再エネ電力購入の導入見込量とありますけれども、100%再エネを、いわゆる電力契約の形で、東電から違うゼロワットパワーさんとかもろもろありますけれども、そういった再エネ100%電力会社への切替えの意向もアンケート数値を取っておりますので、この数値を上乗せした形で、家庭部門で見込まれる野心的ケースの数値が6,361万キロワットアワーが最大限だろうと。また、アンケート結果から、積極的に新築住居はよりもっと大胆にということも含めて、目標ケース数が2,044万キロワットアワーというのが家庭部門での数字となっております。

右側の15ページのところは事業者部門のところ、これは先ほどのアンケートのところ、加重平均した事業者のアンケートでは、ここに出ております、産業部門、二次産業の製造業の方たちにおかれ

ましては、24%置き換わっていくと。三次産業のサービス産業においては、31%再エネ電力に置き換わるというようなアンケート結果がございましたので、それを野心的ケース。さらに、アンケート結果の約半分を目標ケースというような形で、業務部門における再生可能エネルギーの導入量を算出しております。

1ページ戻っていただきまして、13ページの右下のところの表で、野心的ケース、目標ケース、家庭での導入量、事業者での導入量を横軸、縦軸で足し合わせたものが、国立市が2030年における再生可能エネルギーの導入見込量というような数字が算出されております。この数値とケース1、2、3の削減率目標を比較、見比べますと、目標ケースというのは4,500万キロワットアワーでございますので、ケース1とケース2の真ん中ぐらい、目標ケースでいくと50%減といったところの着地になるんじゃないだろうか。より最大限の見込まれる野心的ケースの1億1,378万キロワットの太陽光、並びに再生可能エネルギーが導入された場合は55%の目標も上回って、58%ぐらいまではいけるのではないかとことであります。ただ一方で、野心的ケースは国立市内の住戸の47%に再生可能エネルギーのパネルが載るということでございますので、今、統計でいきますと、1年当たり、50件ぐらいずつ太陽光パネルが国立市内に増えているという統計資料がございます。野心的ケースを達成するには、2030年に向けて、これの10倍のペース、毎年500件ぐらいの太陽光パネルを載せていかななくちゃいけないということも含めて、野心的な数値であろうとは考えておるところでございます。

数値的な裏づけというのは、こういった形で制定させていただいておりまして、最後の16ページ、17ページで、ここはまとめということなので、あまり多くは触れませんが、今申し上げたような数値のロードマップと取組施策を図表でまとめたような形になっているところでございます。

以上がゼロカーボンシティに向けたロードマップということで、これをたたき台というか、ある資料として、来年度ワークショップなどを開催しながら、市民の皆様と区域施策編としての国立市の計画というものを組み立てていく予定となっております。説明のほう、以上とさせていただきます。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 御説明ありがとうございました。1回聞いただけではなかなか分からない点も多いんですけど、私が聞いていて気になったのは、14ページになるんですけど、上の図、区分のところ、大手事業者という文言があるんです。②のほうは、それ以外の新築住宅ということなんですけど、大手事業者というのはどういう区分で大手、大手じゃないというのを分けるんですか。

○【鈴木環境政策課長】 これは東京都の太陽光パネルの設置義務化の条例に基づいたところになるんですけど、年間の供給戸数で線引きがされている形になってございまして、大手事業者が年間供給戸数が何戸以上かというのは、すみません、手元資料がないんですが、そういった形で切り分けているところになります。

○【青木健委員】 分かりました。そうすると事業者の資本金とかそういうあれではないわけですね。これは供給戸数ということになるわけですね。

そうしますと、これは意見ということにさせてもらいたいと思いますけど、その供給戸数に達しないような調整は、企業はこれが販売するに当たっては利益にならないという判断をされた場合には、その辺の調整はしてくると思うんです。そこで、これは、ある人が言っていた新税なんですけど、屋根税と考えたらどうだと。新築住宅に対して、太陽光パネルを載せるところ、載せるところはいいですと、載せないところについては、新築住宅については、屋根税というものを考えていったらどうなんだろうかとことを言われた方がいますので、そんなことも研究できたらどうかと。私はまだ

これ、話を1回聞いただけで、自分自身まだ全て飲み込んでいるわけじゃないのであれなんですけど、ただ、そんなことも考えられるんだったら考えてみたらどうかなと思います。これ、税の問題ですから、国立市だけで税を課すということにはならないと思いますが、範囲としてはもっと広い範囲なってくると思うんです。しかし、そんなことも、もしも可能であるならば、国立市の行政から発信していくというのも1つの考え方じゃないかなと思いますので、意見としてだけ申し上げておきます。

○【藤田貴裕委員】 すみません、分厚いほうの83ページです。国立市のスタンスとして、導入戦略ですけども、どうなのかなというのを聞きたいんです。丸ポチの4つ目でしょうか。今、「拙速な導入や投資は、一時的に温室効果ガス排出に貢献するものの、その後の新技術を活かした設備・機器導入の足かせとなり」、こういう文言が入っており、最後の黒ポチの中で、このため、近い将来である2030年に向けては、省エネによる削減では不足する分を見据えた再生可能エネルギーの導入を進めることとし、その後、2030年以降、最大限の導入を進めるということなんですけども、これを読むと、あまり再生可能エネルギーに対しては投資をしないのかなと読めてしまうんですが、市の考えをお聞かせください。

○【鈴木環境政策課長】 この表現につきましては、審議会等でも御指摘いただいたところございまして、修正していく意向ではございますが、ただ、考え方としましては、先ほど述べさせていただきまして、2030年に向けて、最大限の省エネを進めた上で、太陽光パネルの設置数も市内で47%を載せた野心的ケースで、削減率が55を超えるぐらいだということなんです。

そういったところに向けては、この表現ではなくて、2030年に向けて省エネを最大限、取り組んで、さらに太陽光パネルも載せますよと。さらに2030年以降、2050年に向けては革新的なエネルギーの技術革新がないとなかなか達成していくのは難しいといったところではございますので、2030年に向けて猶予を持つとかそういった考えは一切ありませんので、そこは、表現は修正させていただければと考えております。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。それを聞いて安心しました。

それと、92ページですけども、太陽光発電以外の再エネというのが例示として出されていると思います。新技術を生かした設備、機器導入というのは、主にこのことを言っているんでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 国立市だけで考えますと、可能性があるのが太陽光と、あとは地中熱といったような選択肢もあろうかと思います。一方で、小水力ですとかバイオマスというのは、小水力は水量の落差が必要ですし、バイオマスも市外からどうしても木チップを持ってこなくちゃいけないといったような課題がございます。ですから、技術革新の中でといった表現の行き着くところは、太陽光パネルの面積当たりの効率化であったり、また、今は屋根にしか載せていませんけれども、将来的には、曲がるような太陽光パネルが壁とか窓とか、また、道路とかにも設置できるような未来が見込まれるというような技術革新というようなところを指し示しているところがございます。

○【藤田貴裕委員】 いろいろと技術革新で、私も期待をしているところでありましてですけども、バイオマス発電については、私は北多摩2号幹線も相当頑張ればできるのかなという気がしますので、国立市には無理かなという御答弁があったと思いますけども、決してそうではなく、東京都にしっかり意見を言っていて、ちゃんとメタンで発電をして、さらに資料も取るような新しいことができますので、現に、下水道発電というメタンを取り出しての施設は日本にありますから、私はやっていただきたいと思います。長くなるので、今回はこの辺で終わります。

○【石塚陽一委員】 1つだけ、初歩的な質疑で恐縮ですけど、4ページ目のところの棒グラフです

か、そこにある産業部門と業務部門の仕分というか、定義はあるんですか。何をもって産業、何をもって業務部門にこの数値を入れているかという。

○【鈴木環境政策課長】 これは国のほうで定めている産業分類にのっとり、鉄鋼業ですとか科学業ですとか、そういった業種で業務部門と、また、オフィス、事務所、サービス業と分けているところであろうと認識しております。

○【石塚陽一委員】 そうすると一次産業、二次産業、三次産業というような分け方の中での分類になっていると理解してもいいんですか。

○【鈴木環境政策課長】 一次産業ですと、農業、水産業というところで、二次産業の製造業と、三次産業のサービス業の中で、業務と産業というところに、産業分類の中で区分けされているというようなイメージかと認識しております。

○【石塚陽一委員】 すると、産業部門では製造業というと、超大手企業が大体、主だと思うんです。その場合は、相当この分野に関して先行して進んでいるから低いんですね、この表を見ていくと。部門別CO₂で左下と、4ページの右上と両方出ているじゃないですか、2種類。これを見ると、そういう感じで受け取っていいということですか。

○【鈴木環境政策課長】 この表については、単純に国立市内においては、そういった重厚長大な製造業の数が少ないということで数字が少ないということです。

○【関口博委員】 私も厚いほうの92ページ、今、藤田委員が言われたところなんですけども、ここで小水力と太陽熱と地中熱、バイオマスは先ほど、藤田委員が言われたんですけども、小水力発電って前から私は言っているんですけども、スーパーバリューの東側になるのか、地下水がすごい勢いでたまに出るところがあるんです。それは利用できるんじゃないかなとずっと思っているんですけども、そのこともう1つ考えておいてほしいなというのと、太陽熱の発電、太陽熱というのは太陽光よりもずっと効率がいいと言われているので、これも国立市は随分できるんじゃないかなと思っています。地中熱の利用というのが、これは、北欧なんかは地中熱やっているんですけども、この技術って日本の技術なんです。日本の技術、温泉地なんかでの技術が物すごく高く、地中熱発電というのを、北欧ではやっているというのがあって、これも勉強して、国立市はそんなに、いろいろな大きなことはできないかもしれないけども、いろいろなものができる可能性あると思っているので、ぜひ研究してほしいと思っています。

○【香西貴弘委員長】 ほかに、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(2)ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ（案）についてを終わります。



報告事項(3) 国立市南部地域整備基本計画の改定について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(3)国立市南部地域整備基本計画の改定についてに入ります。

当局から報告を願います。南部地域まちづくり課長。

○【立川南部地域まちづくり課長】 それでは、報告事項(3)国立市南部地域整備基本計画の改定についてを、建設環境委員会資料No.16に基づき、御報告申し上げます。1ページ、1の計画改定の趣旨でございますが、南部地域におきましては、今後も引き続き、地域の将来像の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があることから、令和5年度までを計画期間とする現計画の成果等を踏まえ、新

たな視点を反映させた計画の改定版を策定していくとさせていただきます。

2の現計画検証の視点でございます。各事業の進捗等、主に5つの視点により、現計画の検証、振り返りを行ってまいります。3の計画改定の視点でございますが、健康・医療・福祉のまちづくり、次期優先整備路線等の選定、南武線連続立体交差事業に伴うまちづくり、楽しく喜びにあふれるウォーカーなまち、そして新たな拠点に対応する基盤の要請、こういった視点によりまして、新たな計画を検討していきたいと考えております。

2ページの4、これまでの経過と今後の予定でございます。現在、各事業の進捗状況調査等を行っております。令和5年7月に改定版の素案作成、その後、市民意見の募集、令和6年1月に改定案の作成、3月に最終案を決定する予定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 1点だけ伺います。3の計画改定の視点ですけど、(5)の新たな拠点に対応する基盤の要請ということなんですけど、新たな拠点というのは何を指すんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 平成26年度に策定した現計画以降に運営が始まっている施設として、例えば城山さとのいえですとか、今後ですけれども、復元する旧本田家、それから、新給食センター、その辺りをイメージしております。以上でございます。

○【青木健委員】 どういうイメージなんですか、そのの。

○【立川南部地域まちづくり課長】 南部地域の整備に関する計画ですので、その際、南部地域にある市民の方が利用していただける拠点として、現計画に載っていない施設が現にありますので、その辺を新たに反映させたいという趣旨でございます。以上でございます。

○【青木健委員】 申し訳ないですけど、単発的にそれは人を呼ぶものであろうと思いますが、常設的に、常時人を呼ぶのではないと思っております。スーパーバリューができたじゃないですか。そのとき、私は矢川駅とスーパーバリューの間にシャトルバスを通してほしいということを言いましたよね。だけど、それもやってくれなかった。それで、コミュニティバスも路線に問題がありましたけど、だけど、廃止をされてしまったと。空気を運んでいるというようなことをよく言われました。廃止をされてしまって、それが、今日、陳情として不便だということで出てきているわけでしょう。

新たな拠点と言いますが、常時人を呼べるものを拠点としてもらいたい。城山さとのいえだって、それはいいですよ。いいですけど、常時人を呼べるものですか。あそこはだって、佐藤前市長のときに、私は太陽光パネルを載せるべきだと言ったんです。だけど、載せなかったじゃないですか、あなたの方。でしょう。もっと常時人を呼べるものを考えてもらいたい。

例えば城山さとのいえの発展系として、私は道の駅的なもの、農産物、農協があるんですから、ロードサイドに出して、それこそ全国から農協さんを通して、全国から名産品を集めるとか、その中に地場産品を置かせてもらって、置かせてもらうという言い方は変だね、地場産品をメインにするのか、地方産品をメインにするのか分からないんですけど、ただ、そうやって人を呼べる施設を南部に造ってほしい。本田家住宅なんかは大変貴重な史料でありますけど、だけど、あそこにそんなに市民がこぞって行きますかと。1回は行かれるかもしれない。でも1回行ったら終わり。

じゃあ、郷土文化館はどうなっているんですかと。郷土文化館だって、来館者はどれだけいるんですかと言ったら、あんなに当時造るときに、郷土文化館なんかも非常に人を呼べる施設みたいなことを言われていたと思うんですけど、だけど、実際にできてしまったらどうなんだと。それもあんなにヒ

一トロスの多い建物で、今となつては、ああいう設計というのは多分あり得ないだろうと思うような施設だってあるわけですから、今ある施設の活用も十分できないのに、新たな拠点に対応する基盤の整備って一体何を指すのか、私には非常にこれは疑問です。

新たな拠点というのであれば、南部に人を呼べる、そういう施設を考えてもらいたいということを意見として申し上げさせてもらいたいと思います。すみません。

○【藤田貴裕委員】 それでは、3の計画改定の視点の(2)の次期優先整備路線等の選定について伺いたいと思います。これはどういう方針で行っていくのか教えてください。

○【立川南部地域まちづくり課長】 こちらにつきましては、現計画におきましても、10年間の優先整備の路線を抽出して、現在、整備を進めております。次期計画におきましても、路線で言いますと、検討におけるポイントとしましては、例えば道路の交通需要がどれだけあるのか、歩行者、自転車、あるいは通学路としての安全性がどうかですとか、その辺の視点に基づきまして、全てある未整備路線のうち、限りある予算の中で、拡幅整備をいかに効率的に進めていくかという視点で優先路線を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 予算特別委員会で聞きましたけども、令和5年度の予算書の中で、南武線から甲州街道の間にあるところの狭隘道路の調査をかけますよね。恐らくそれは6年度でやりますよね。きっと市民の皆さんからの要望があるんでしょうけども、今の市の計画でいくと令和6年に、これ、つくるわけですよね。調査の結果、優先路線にしようだとか、しないだとか、そういう検討は間に合うんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 この計画でお示しする優先整備路線は、おっしゃっていただいたとおり、5年度のうちに考えていきたいと思っております。

○【藤田貴裕委員】 ということは、現在の計画の10か年の優先道路に含まれていないところも、次期優先整備路線に入ってくると、そういうふうと考えていいですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 現計画における優先整備路線ですが、既に整備が完了している路線、もう間もなく完了する路線もあれば、まだ未了の路線もございます。それに加えて、新たにどれだけ抽出できるか、選定できるかというところは今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 今後検討というのは、入るかどうかが検討していくと、そういうことでいいでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 そのとおりでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。(4)の楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち、これは何でしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 令和5年の2月に国立市の健康まちづくり戦略基本方針を策定しております。この中で、3つの方向性というのを方針の中でお示ししているうちの1つが、楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまちでございます。こちら、健康になるための仕組みをまちに取り入れていく施策でございます。私ども都市基盤整備の立場で申し上げますと、簡単に申し上げますと、例えば歩行環境をハード面で整えていくとか、そういったところを健康まちづくり戦略基本方針に基づいて、改めて、この計画の中でもお示ししていきたいということでございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 現計画であるのが、先ほど陳情で取り上げた石田街道ですよね。あと、もう1個、矢川沿いにあると思いますけども、これらが選定されるんですか。それともまた新しく選定され

るとか、今の御答弁を聞くと、載つけた以上は、もう歩道拡幅に向けてやるんだなと市民は思いますよ、さっきの陳情もありましたから。そういう覚悟を持って、これを載つけていくんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 歩行者の視点というところは重視して進めたいと思っております。その一つとして、現行の道路の歩道を拡幅できるのかですとか、新たな路線、市道を拡幅整備する中で、歩道もより安全に、快適に歩けるような環境に整えていくかとか、その辺りを検討していきたいと考えております。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、私からは先ほどのウォークアブルのほうにもかぶってくるのかなと思いますが、健康・医療・福祉のまちづくりというところで伺いたいと思います。この間、様々なことも言われておりますけれども、今回の改定の検討をしていく上で、どういった検討をされるのか、伺いたいと思います。

○【立川南部地域まちづくり課長】 こちらの考え方につきましては、国土交通省が平成26年度にガイドラインを策定しており、その後、国立市の都市計画マスタープランの第2次改訂版、南部地域整備基本計画の上位の計画を、平成30年度に改定した際に、健康・医療・福祉のまちづくりの考え方を取り組んでおります。今回、改めまして、南部地域整備基本計画改定を考えていく中で、改めて超高齢社会を迎えるに当たってのハード面整備の考え方というのを取り入れていきたいと考えております。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。すみません、国交省のやつだったか忘れて申し訳なかったんですけども、例えば医療機関であるとか、もしくは、そういった健康福祉を、健康を維持するとかというところに対して、アクセスのしやすさというのが重要かと思います。国交省の何かしらのガイドラインだったか、というところでもアクセスしやすい、例えば高齢者が歩行、もしくは、行ける範囲としてどれぐらいですというような範囲が示されているガイドラインもあったりしました。

それで、かつ国立市で考えたとしても、公共交通機関の充実などは考えていく必要があるかと思うんですが、そこら辺も含めて検討していくのでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 公共交通機関、市のコミュニティバスも含めて、改めて検討はしていきたいと思います。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。確かに歩いて、まちの中を行き来できる、例えば買物も含めてですけど、そうやって歩いてどこかに行ける、買物に行ける、もしくは、どこかに遊びに行ける、息抜きができる、そういったところに行けるという施策は重要です。それとあわせて、バスとかも含めて行ける範囲の充実であるとか、行ける範囲の拡大であるとかというところも充実だと思うので、そこはぜひやっていただきたいと思うこと。

もう1つは、拠点というところに入るわけではないと思うんですけども、アクセスしやすいまちづくりというところでは、買物とかも本人の、住民の息抜きにもなりますし、そもそも日常的にいろいろなものを買に行くというのは日常的にあることですから、そういったところもぜひ検討していただきたい。

結局、例えば商店街が近くにあるとかというところもありますし、逆に、少し遠いよねというところもあったりする。それはもう市内のむらはあるので、住民がどこに住んでいるかとかもあるんですが、そこら辺のことも含めて、考えていっていただきたい。要するにアクセス、生活のしやすさという観点で、というふうに思いますので、その点をよろしくお願いします。

次なんですけれども、3番の連続立体交差事業のところでも伺います。この間、私たち共産党も含め

て一般質問もやっていますけども、今回の改定のところではどういうところをやっていくのか、この間のやつを踏襲するののかどうかみたいな話はどうなんでしょう。

○【立川南部地域まちづくり課長】 現計画におきましては、南武線連立事業の記述というのはほとんどない中で、先ほど申し上げました、上位計画の平成30年に策定しました都市計画マスタープラン第2次改訂版で、南武線連立事業に伴うまちづくりというのを市の考えとしてお示ししております。それから、令和3年度に南武線沿線まちづくり方針というのも作成させていただいておりますので、その辺りを取り込むような形で、現計画で、改めてお示ししていきたいと考えております。

具体的には、駅周辺の地域拠点として、にぎわいですとか交通結節機能ですとか、その辺りの考え方を分かりやすく示していきたいなと思っております。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。ここで繰り返しは述べませんけれども、地域住民の声を聞いていていただきたいということだけは述べさせていただきます。以上です。

○【小川宏美委員】 3の計画改定の視点なんですけれども、(1)、ここに医療というのが入るのは、南部地域でどのように医療を展開していくおつもりで、ここに入るんでしょうか。なかなか国立は医療の面で大きな病院もないし、いろいろなことが不自由なんですけれども、これは南部地域で展開していくぞという表れなんでしょうか、伺います。

○【立川南部地域まちづくり課長】 医療機関に、先ほどほかの委員さんからも御提案ありましたとおり、医療機関に、例えば、いかに安全にアクセスしやすい環境を整えるかというところでのまちづくりの視点、具体的には、例えば、鉄道の立体化も、踏切を除却して誰もが安心して歩けるようになる、南部地域と富士見台地域をつなぐ動線を安全に確保していくとか、そういう意味での1つの医療という言葉をここでお示ししているのかなと思っております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 ウオーカブルで歩いて、立体交差化されていくということですけど、谷保駅の問題なんかも、これからそこも解決していく意気込みなんですね。

では、今、ゼロカーボンシティの話をついた後で、この報告があったんですけど、南部地域は環境が入らない、ここに入らないという視点はどういう、そこにあえて入れなかった意味というのは、何かお考えがあるんでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 3の改定の視点では、要は新たな視点という趣旨で主には載せております。現計画におきましても、大きな2の(2)関連施策等の動向にございましたとおり、例えば、水と緑のまちづくりといった、緑の計画も現計画ではお示ししております。その辺りを現在の施策に反映させる形で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 では、(4)のウオーカブルにしていくというのは、南部地域においてウオーカブルというのは、北側の国立駅周辺などに比べて大変難しくなるし、先ほども石田街道1つにとっても、全くウオーカブルにすることがどれだけ大変かという議論を、今回、陳情提出によってしたんですけども、ここは広い地域でウオーカブルにしていくというのは、様々な施策実施計画を立てていくというお考えなんですね。

○【立川南部地域まちづくり課長】 確かに実現への難しさというのは、また別として、広い地域ですのであろうかと思えます。(4)につきましては、例えば(1)の健康・医療・福祉のまちづくりというのは、基本的には超高齢社会に向けた政策ということで、一義的には高齢者様の方を基本的には対象とした考え方でございます。一方、楽しく喜びにあふれるのほう、健康まちづくり戦略基本方針は、全ての市民、皆様、お一人お一人を対象として、市の時代が求める政策としてお示ししておりますの

で、そういう意味で、こういった形で計画の中でお示しできるかはこれから検討していきたいと思っておりますが、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○【関口博委員】 3番の計画改定の視点で、(3)の南武線連続立体交差事業に伴うまちづくりと、先ほどの道路等というような話があったんですけど、これ、11月までに素案をつくるんですね。谷保のところは、交差化というのは何かイメージがあるんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 確かに、現時点で立体化の構造ですとか、どの辺りが区間になるのかとか、構造形式が決まっていないものですから、高架下用地の活用といったこともまだ考えることができない状態です。そういう中で、東京都からどれだけ情報が来るかというのは分からない中で、市として考えられるまちづくりの方向性というのをお示ししていくしかないのかなと考えております。以上でございます。

○【関口博委員】 なかなか難しいんだろうと思う。ということは、矢川はもう高架するというところで、あるイメージがあって、矢川のほうは道路だとかそういうことを考えながら、まちづくりを考えていくということなんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 構造形式、つまり、高架なのか地下なのかが決まっていない状態ですので、立体化というところでしかまだ情報がない中で、仮に高架であれば高架下という、さっき、例示をさせていただいたんですが、まだ高架かどうかというところも決まっていないので、どういふふうに道路と交差していくかというのは、まだ決まっていないという状況でございます。

○【関口博委員】 ということは、11月に素案ができてという、それが出来上がっちゃうと、それが独り歩きして、こうなんだろうという形に、じゃあ何なのというような形で反対に説明を求められたり進められたりすると思うんだけど、矢川とか谷保の立体交差事業に伴うまちづくり、ちゃんと決まったらすごくいいと思うんです、僕も。ただ、そうじゃない時点で、やれここの道路ができるとか、ああだとかという話ってできないんじゃないかと思うんだけど、その辺は曖昧にするんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 あくまで南部地域の整備の計画でございます。その中で、連立事業というのは現計画の中ではほとんど触れていない中で、次の計画の中で、どこまで踏み込めるかというのは、おっしゃるとおりあるんですけども、何らかの形で分かりやすくお示ししていきたいと考えております。

○【関口博委員】 意見だけにしておきますけども、道路って計画に落とし込んでしまうと、それが独り歩きしてしまうというところがあって、立体交差化事業というのは、まだ、どのようになるかというのが分からない状況の中で、矢川、あるいは谷保の周辺のまちづくりというのをイメージして、ぼやっとしたものだったらまだ分かるんだけど、具体的な線引き等をする、いろいろなそごが起ってくるという可能性があるんで、そこは十分注意してやっていただいたほうがいいかなと。

実際に、もうだんだん立体交差化が進むだろうと、それぞれイメージを持っているわけです。こうなるんじゃないか、こうなるんじゃないか、だからこれでいいんじゃないかと、実際にイメージしてしまうところがあって、数年前だったら、まだそういう具体的なイメージをしないでいたんだけど、そういうことがあり得るので、計画を立てるに当たっては、その辺、やはり十分注意してやっていただきたいと思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。一巡しましたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(3)国立市南部地域整備基本計画の改定についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【香西貴弘委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後 3 時 1 6 分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年3月15日

建設環境委員長

香 西 貴 弘